

## 全員協議会次第

令和 4 年 3 月 7 日  
全員協議会室 9：30～

1. 開 会 (9：30)  
郡司事務局長

2. 挨拶  
小松議長

3. 協議事項  
(1) 三芳町家庭教育宣言制定について  
(2) 三芳町清掃工場跡地利用事業に係る「事業用定期借地権設定契約」の締結について(報告)  
(3) 都市計画道路の計画を変更することについて  
(4) 意見書の調整について

4. 報告事項  
(1) 厚生文教常任委員会

5. その他

6. 閉 会 (12：19)  
山口副議長

令和4年3月7日(月)

全員協議会に出席を求めた者の職氏名

出席議員

議員	久保健二	議員	鈴木淳
議員	吉村美津子	議員	内藤美佐子
議員	桃園典子	議員	細田三恵
議員	林善美	議員	菊地浩二
議員	落合信夫	議員	増田磨美
議員	本名洋	議員	井田和宏
議員	細谷光弘		
議長	小松伸介	副議長	山口正史

欠席議員

なし

説明者

教員 教育 委員会 委員長	古川慶子	教員 社会 教育 委員長	小川智東
教委 社会 課 副 委員長	小平幸治	環境課長	吉田徳男
環境 課 副 課長	三澤孝広	環境 対 策 課 主 幹	小川圭一
都市 計画 課 長	井上忠相	都 市 計 画 課 主 幹	高柳正樹

全員協議会に出席した事務局職員

事務局長	郡司道行	事務局 書記	山田亜矢子
------	------	-----------	-------

---

◎開会の宣告

○事務局長（郡司道行君） それでは、定刻となりましたので、ただいまより全員協議会を開会いたします。  
(午前 9時30分)

---

◎開会の挨拶

○事務局長（郡司道行君） 開会に当たりまして、小松議長よりご挨拶をお願いいたします。  
○議長（小松伸介君） 皆様、おはようございます。本日は全員協議会ということで早朝よりお集まりをいただきまして、大変にありがとうございます。先週末で一般質問のほうが終了いたしまして、いよいよ明日からは予算特別委員会ということで、3月定例会も23日まで、本当に感染がまだまだ拡大している中での3月定例会となっておりますけれども、本当に最後まで何とか乗り越えてまいりたいと思いますので、皆様のもう一重の感染防止の意識と体調の管理をぜひお願いできればというふうに、こんなふうにも思っております。

本日は、協議事項幾つかございます。教育長はじめ担当課の皆様にはご出席をいただきまして、大変にありがとうございます。丁寧なご説明と慎重審議、お願いを申し上げまして、簡単ですが、ご挨拶とさせていただきます。本日はよろしくをお願いいたします。

---

◎三芳町家庭教育宣言制定について

○事務局長（郡司道行君） それでは、協議事項に移りたいと思います。

進行につきましては、議長、よろしくをお願いいたします。

○議長（小松伸介君） それでは、協議事項に入る前に、飲料水の持込みと飲料を許可したいと思います。それでは、協議事項に入らせていただきます。

(1)、三芳町家庭教育宣言制定についてということで、社会教育課の皆様に来ていただいております。ご説明は課長からということでよろしいでしょうか、教育長からですか。

では、教育長、ご説明のほうよろしくをお願いいたします。

○教育委員会教育長（古川慶子君） おはようございます。本日は教育委員会から、三芳町家庭教育宣言について報告させていただきます。私のほうからは、家庭教育宣言の位置づけについて、そして担当課の社会教育課のほうからは、その宣言のことについてご説明をさせていただきます。

私のほうが、申し訳ないのですが、この後公務が続いておりまして、中座させていただくこととなりますが、よろしくをお願いいたします。

では、初めに、「いのちの教育」という1枚ものを御覧いただきたいというふうに思います。このいのちの教育～すべての子供たちの健やかな成長のために～ということで、「自他の生命とともに大切にする子」という子供像、小中学校の子供像を掲げまして、こういう子供たちを育てるために、生命尊重、安全、健康、芸術文化、そして多様性の尊重という項目から、様々な指導を総合的に行っていくというものでございます。

このたび社会教育のほうで三芳町家庭教育宣言をまとめましたので、これを体系的に位置づけるという意味で、1枚ものをつくらせていただきました。家庭教育宣言につきましては、下の家庭とともにというこ

ろに位置づけてございます。家庭や地域と連携しながら、学校教育を中心に様々な教育活動を意識して取り組んでいくというものでございます。今後も子供たちの「自他の生命とともに大切に育つ子」を育成するために、いのちの教育を推進していきたいというふう考えているところでございます。

以上です。

○議長（小松伸介君） 続きまして、社会教育課長。

○教育委員会社会教育課長（小川智東君） 社会教育課でございます。

今回決定させていただきましたのは、三芳町家庭教育宣言、～生命輝く！元気みよしっ子～でございます。こちらにつきましては、2月15日に教育委員会の承認を得まして、2月15日制定という形でさせていただきました。こちらについての詳細は、副課長の小平のほうから説明申し上げます。

○議長（小松伸介君） 社会教育課副課長。

○教育委員会社会教育課副課長（小平幸治君） おはようございます。社会教育課、小平と申します。よろしくお願いたします。説明させていただきます。

家庭教育宣言は、近年の児童生徒の青少年健全育成に関する事、家庭教育に関する諸問題に対して、先ほど教育長からご説明がありました。こういった包括的な取組の中の社会教育の位置づけから、主に家庭教育の観点から、特に今までも行ってまいりました学校PTAと学校関連団体、あと家庭、地域の連携を強化して、既存の事業をより推進していくために、こういった指針となるものを制定させていただきました。

制定に当たりましては、連合PTAの役員会等にお邪魔してお話をさせていただいたり、家庭教育学級、従来行っておりますけれども、こちらの講師としてお願いしている県の家庭教育アドバイザーさん、もしくはあと学校教育課の家庭教育等の関連の担当と教育長等交えて、半年近くをかけて練り込んでまいりました。

主に先ほど教育長が申しましたその自他の命ですとか、特に命の大切さに重点を置いて、家庭の安定が児童生徒の心の安心につながっていくのではないかとこの家庭教育の観点から、命の大切さですとか、家庭の安定が子供の安心につながることを訴えかけるような事業を、これに基づいて展開をしていければと考えております。

また、児童生徒の心の内面にも触れていけるような、いじめですとか、議会等でもご質問いただいておりますアンガーマネジメントですとか、あと進学進路等将来の不安など、お子さん、様々な問題を抱えています。そういったものに関しても、子供さんや保護者にも向けて一緒に事業化として取り組んでいければと考えております。

宣言要旨を、主にこれまでも取り組んでいただいております学校教育、もちろんこちらの社会教育もそうですけれども、既存事業においてもこれから宣言趣旨を取り組んでいただいて、各学校さんでも少しこれに基づいて何か事業を行ってみようという、そういうお話も既に制定前からいただいておりますので、そういった事業展開が行われるように広報活動と事業を実施していきたいと考えております。これらを基に既存事業である親の学習ももう少し対象を広げていくなど、拡充を図っていきたく思っております。

宣言の内容については以上になります。

○議長（小松伸介君） ご説明ありがとうございました。

では、ただいまの担当課の説明に対しまして、ご質問等あればお伺いしたいと思いますが、いかがでしょ

うか。

本名議員。

○議員（本名 洋君） おはようございます。本名です。

ご説明ありがとうございました。ということは、先ほど2月15日というお話でしたけれども、既にこれは制定されていると、もう既に宣言されているのか、あるいは議会の議決とか必要なのかどうか、お伺いいたします。

○議長（小松伸介君） 社会教育課長。

○教育委員会社会教育課長（小川智東君） お答えいたします。

こちらにつきましては、2月15日に制定ということで、議会の議決にはよらないものということで、宣言のほうを制定させていただきました。

以上でございます。

○議長（小松伸介君） 本名議員。

○議員（本名 洋君） 本名です。

この過程で教育委員会が中心になって、学校関係者の皆さんと作ったのだと思いますけれども、ここにおいて、例えば町民の意見とか議会の意見とか、そういうを取り入れるというお考えはなかったのでしょうか。

○議長（小松伸介君） 社会教育課長。

○教育委員会社会教育課長（小川智東君） お答えいたします。

各関連団体への意見聴取をさせていただきまして、その中でこのような形で作り上げたものでございます。議会に関しましては、まず地方自治法の内容からして、議会案件の対象になるものかどうかということで、ちょっとこちらでも検討はしたのですけれども、対象にならないものかなということで判断いたしました。各団体のほうにはいろいろ協議はさせていただいております。

以上です。

○議長（小松伸介君） 本名洋君。

○議員（本名 洋君） 本名です。

議会のほうと申し上げたのは、以前私の記憶では読書のまち宣言、これ議会のほうで議決した経緯もあつたので、そういうふうにお尋ねしたのですけれども、あと、この内容自体はいいのですけれども、私個人的にはもうちょっと入れていただきたかったというのか、子供たちのことを守っていく、命を大切にする。これは全く異議ないところなのですけれども、子どもの権利条約の、つまり子供の視点がちょっとここに不足しているのかなというふうに感じたので、質問させていただいているのですけれども、もっと具体的に言うと、子どもの権利条約の中で子供の意見表明、そしてそれを大人が考慮していくといったような、そういった視点も、子供たちを守る上において大事ではないかなと思ったので質問させていただいたのですけれども、この辺りの点はどうなのでしょう。

○議長（小松伸介君） 社会教育課副課長。

○教育委員会社会教育課副課長（小平幸治君） 社会教育課、小平です。お答えいたします。

議員さんご指摘のとおりかとも思います。こちらを制定について議論をしている間にも、まちづくり懇話

会などでも、たしか子どもの権利条約について住民からもご意見はいただいております。ただ、今回様々ないろいろな案件がやはり小中学校でも増えていることは、それに対して早めに対応していきたいということ、まずは何かアクションを起こしていきたいということで、ちょっとスピード感を重視したところもありまして、まずは当課でできる家庭教育に関して、先ほど教育長が示した中の社会教育で取り組める分野として、既存の事業についてのブラッシュアップや広報周知の徹底をこれから図っていくために、まずはこの家庭教育宣言を出していこうということでございます。

議員ご指摘のとおり、子どもの権利条約ですとか、各市町村で実施されている子育て条例ですとか、そういうもっとお子さんに関して踏み込んだ内容というのであれば、やはりもっと包括的に、議員さんおっしゃるとおり、いろいろなところと議論を進めていかなければいけないということと、当課だけの所管では済まなくなるかなということも考えられまして、まずはそういった面を重視して、今回この家庭教育宣言を出させていただいたところでございます。

議員さん方もご拝聴いただいたことがあると思うのですけれども、町民大会等でも、大会宣言として青少年に関することについて宣言を行わせていただいております。今回はそれと同様の流れに沿わせていただいたという形になります。

ご説明は以上です。

○議長（小松伸介君） 本名議員。

○議員（本名 洋君） 本名です。

よく分かりました。その子どもの権利条約というような視点もしっかりお持ちだということで理解させていただきましたので、今後そのような形で進めていただきたいと思います。お答えはいいです。

○議長（小松伸介君） ほかに。

桃園議員。

○議員（桃園典子君） 桃園です。おはようございます。ご説明ありがとうございました。

資料のほうを拝見しまして、この家庭教育宣言、～生命輝く！元気よしっ子～を拝見したときに、「わたしたちは」というのが出てくるわけですが、この「わたしたち」というのはどこを称して呼びかけているのか、言ってみれば、この宣言の主体者となるべきところはどこに当たるというふうに受け止めればよろしいですか。

○議長（小松伸介君） 社会教育課副課長。

○教育委員会社会教育課副課長（小平幸治君） 社会教育課、小平です。お答えいたします。

こちらはこの宣言を策定の際に様々な議論したのですけれども、まずは家庭教育ということで、一番は先ほど申し上げた学校、家庭、地域の連携によるもので進めていきたいと思っておりますので、保護者ですとか、学校ですとか、社会教育課等でもご協力いただいているPTA等関連する方々、基本的には保護者ですとか地域の方々が重きになると考えております。

○議長（小松伸介君） 桃園議員。

○議員（桃園典子君） 桃園です。

分かりました。まず、スタート時点としてこういう形ということでのご説明があったかと思っておりますけれども、やはり拝見したときに、他市の状況はどうであるのかなと様々調べますと、条例が制定されていて、

臨市であっても、そのようなことで具体性のある方向性が見えているなというふうに感じました。ですので、この幾つかの項目だけでは、現実、受けた印象としては具体性が少しイメージが湧かないと思ったのですが、これからそこはしっかりと協議をなされていくということなので、理解をしたいと思います。

その上で、これから周知ということだったのですが、どういうところでこの宣言を確認をし合っていくような感じになるのか。具体的に、ただ様々な資料がホームページ上に表示されるとか、そういうことではなく、具体的な現場ではどのようなところでこのことが紹介されていくのでしょうか。

○議長（小松伸介君） 社会教育課副課長。

○教育委員会社会教育課副課長（小平幸治君） 社会教育課、小平です。

さきに出させていただいている資料の一番終わりのところに、様々配布については考えられることとして述べさせていただいておりますが、議員さんのご指摘のような直接伝える場として、それら当課が持っているチャンネルといたしましては、まず小中8校で行っていただいている家庭教育学級での保護者の方々の会合の際についての丁寧な説明が必要かと思っております。あと当課ではもう一つ保護者の方にチャンネルを持っているのが、親の学習講座という、要は、1年生になる前のお子さんをお持ちの方々の保護者向けに、家庭教育に関するお話し会をさせていただいているのですけれども、その場においても、改めてお話をさせていただくという機会が、今のところ考えられる場面でございます。

以上です。

○議長（小松伸介君） ほかに。

細田議員。

○議員（細田三恵君） おはようございます。細田です。

資料の今後の事業展開についてというところからなのですが、リーフレット等での回覧だとか、今お話があったように周知されると思うのですが、私の心配しているところは、例えば親の学習講座だとか、保護者が集まる機会だとかというところが、最近すごく少なくなっていると思うのですが、そうしたときに、こういうすばらしい宣言をされたときに、やはり多くの皆さんに知っていただきたいというところを考えると、少し工夫が必要なのかなというところがあるのですが、その辺はどうお考えでしょうか、お伺いいたします。

○議長（小松伸介君） 社会教育課副課長。

○教育委員会社会教育課副課長（小平幸治君） 社会教育課、小平です。お答えいたします。

おっしゃるとおりコロナ等で、ただでさえ今のところ、述べさせていただいたように、家庭教育学級と親の学習という2つはあるのですが、全学年、全児童の保護者にというところでは弱いところがあるのは当課も承知しております。今現在その家庭教育アドバイザーさんですとか、当課の人間と話をしていて、何か拡充できないかということで、一つはこの親の学習講座を、就学時健診のときのみでやっているのですが、これをちょっと、これから学校とこの宣言についてお話をさせていただいて、学校から了承いただいているというお話にはなるのですが、各学校に協力を依頼して、保護者会などで必ず児童生徒の保護者さん、学校に集まられますので、その保護者会議の、例えば始業間際の5分、10分でもいただいて、こういう家庭教育のワンポイントのアドバイスですとか、この宣言について周知するチャンネルを持っていないかというのを、今後学校にお願いをしていきたいと考えております。今のところ考えられる拡充の手段に関しては、

以上になります。

○議長（小松伸介君） 細田議員。

○議員（細田三恵君） 細田です。

ありがとうございます。前にもいじめの条例ができたときに、各学校の校長先生だとか、学校だよりだとか、いろいろなところで周知をし、士気を上げたときに、町全体の方向性がよくなってきたなというのを覚えているのですけれども、これも同じような感じで士気を高く、多く宣伝をしていただきたいと思います。ありがとうございます。

それと、先進自治体、前に提案させていただいたときは、志木市のほうだったのですけれども、そういう先進自治体の、さきに制定された、宣言された中で、何か課題になるものだとか、そういうところを連絡でお聞きするとか、そういうところの連絡とか、相談だとか、研究だとかというところはされているということではよろしいのでしょうか。それで、今後もまたそういうところのお伺いだとか、相談体制だとか、連携とかはあるのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（小松伸介君） 社会教育課副課長。

○教育委員会社会教育課副課長（小平幸治君） 社会教育課、小平です。お答えいたします。

議員さんがおっしゃるほどのきめ細やかな対応ができるほどのチャンネルは持っていないのですけれども、社会教育指導員というものが当課にはおります。従来学校を退職された方をお願いをして、主に家庭教育、あと学校との連携についてを主な仕事としていただいております。今回これを作るに当たっても、学校の親の学習講座でいいますと、保健の関連の先生が担当してくださるのですけれども、そういう方ですとか、あと進路の方だとか、その社会教育指導員の方が持っているチャンネルにちょっと限られてはしまうのですけれども、ご意見を伺って、こういった宣言の中になるべく盛り込んでみたところはございます。

以上です。

○議長（小松伸介君） ほかに。

井田議員。

○議員（井田和宏君） 井田です。ありがとうございます。

やはりこの宣言を出す背景として、例えば担当課なり教育委員会が感じている、ここ近年家庭教育力が低下をしているだとか、その辺のことを感じてのこの宣言という理解でよろしいでしょうか、まずここからお聞きをさせていただきます。

○議長（小松伸介君） 社会教育課副課長。

○教育委員会社会教育課副課長（小平幸治君） 社会教育課、小平です。お答えいたします。

議員さんご指摘のとおり、様々な事案が学校教育を通じてですとか、あと当課の事業を行うときなどにございました。そういったことを含めてここで改めて、家庭教育の事業も現在数本しかございませんので、少し強化していく必要があるのではということも含めて、こういう宣言を作らせていただいた次第です。

以上です。

○議長（小松伸介君） 井田議員。

○議員（井田和宏君） 井田です。

小中学校の子供がいる家庭のみならず、その前の段階の家庭というか、学校に上がる前の家庭の状況とい



うか、家庭教育というのも大切だと思うのですが、そういった意味においては、学校教育、社会教育、そのほかにも、例えば子ども支援課なりとも連携しなければいけないと思っているのですが、庁舎内の連携というのはどのように取るのか、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（小松伸介君） 社会教育課副課長。

○教育委員会社会教育課副課長（小平幸治君） 社会教育課、小平です。お答えいたします。

まずは、これの周知に関して、子ども支援課さんですとか、児童厚生関連の事務とか事業を持つところに関して、周知等のご協力をお願いしていきたいと思っています。先ほど来ご指摘があるように、さらに実効性が必要な対策に関して、また検討していかなければいけないときには、やはり既に子ども支援課さんでも進めているものに関しては、社会教育課としても既に参画をしていますので、逆にこちらからアクションを起こす際にも、同様に協力を求めていく必要はあると思っています。

以上です。

○議長（小松伸介君） 井田議員。

○議員（井田和宏君） 井田です。

例えば事業が行われて、その検証なり、どのような効果があったかとか、それを生かして次の事業を行う、そのサイクルが必要だと思うのですが、その総括的なことは所管である社会教育課がやるということでもよろしいでしょうか。それともそれぞれの担当課がやって、社会教育課が取りまとめる、そういうイメージなのでしょうか、総括的なことは誰がやるのか。

○議長（小松伸介君） 社会教育課副課長。

○教育委員会社会教育課副課長（小平幸治君） 社会教育課、小平です。お答えいたします。

現在行っているこの宣言の流れに関して言えば、社会教育課が当然所管をするべきことかなと思いますけれども、先ほど来出ているそれ以上の包括的な取組となったときは、各課横断的な取組になってくると思いますので、どこかというところから、まず考えていかなければいけない問題かなと、社会教育課としては感じております。

以上です。

○議長（小松伸介君） ほかに。

内藤議員。

○議員（内藤美佐子君） 内藤です。

今日はありがとうございました。すばらしい宣言をされるということで、大変期待するところです。私、この進め方なのですが、今後の事業展開のところ、まず1点目のところに、「生命の大切さを第一に訴える事業の強化と継続」ということで、継続的にこれを行っていくということで、「いのちの授業」というのがあります。このいのちの授業をどんなふうに進めていくのか、生徒であったり保護者であったり、いろいろな方、例えば地域の方にも進めていくのか、これどんなふうに進めるのかというのが、例えば令和4年度についてはこんなふうに決めているとか、これからのスケジュールがどんなふうになっているのか、まずお聞かせいただきたいと思います。

○議長（小松伸介君） 社会教育課副課長。

○教育委員会社会教育課副課長（小平幸治君） 社会教育課、小平です。お答えいたします。

議員さんご指摘のとおり、そういった事業を進めていくに当たり、コロナでちょっとPTAとも協議して、やはりちょっとまだ主体になるPTAさんも集まれる状態ではないということで、今年度行えなかったものに関して、令和4年度は何とか行えればと考えています。命の授業に関しては、学校の生徒さんが聞いているということを当課では伺っておりまして、これを逆に、お子さんが聞くだけではなく、保護者の方々にも聞いていただいて、親子でも共通、命について共通認識を持っていただけるといいなということで、まずはこの世川先生の「いのちの授業」を保護者の方にも聞いていただく機会を拡充していければと思っています。

それで、今年度まずこの制定に当たって、その制定の周知にも授業を行ったほうがいかなと思っていますので、このいのちの授業を行うことで周知をしていければと思っています。今後に関しては、このいのちの授業を継続するのか、またPTAさんと連携していきたいと考えておりますので、連合PTAさんの会合等にお邪魔させていただいて、今日もいろいろな意見を伺っているように、連Pとともに保護者の方々に向けていきますので、そういうPTAの方々意見を伺いながら、形は変わっていくものではあると思いますが、まずはこの命についてということは継続をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（小松伸介君） 内藤議員。

○議員（内藤美佐子君） ありがとうございます。コロナ禍で保護者の皆さんを集めてこういう事業をやるというのなかなか難しいのかなというふうに思うのですが、例えばそういう講演会に来られる保護者の方というのは、結構意識の高い方も多くて、できれば多くの方に聞いていただきたい、例えばお父さんにも聞いてもらいたいというときには、例えばオンラインにするだとか、そういうことも今後考えていっていいのかなと、特にコロナ禍でもありますし、しっかりと取り組んでいただきたいというふうに思います。これ希望です。

あともう一つ、親の学習講座の拡充というのがあります。これも大変重要なのだと思うのですが、この家庭教育ワンポイントアドバイスを、家庭教育アドバイザーを通じて保護者に伝えるということで、この家庭教育アドバイザーなのですけれども、桃園議員がアドバイザーの資格を持っておりますけれども、人数がそんなにいらっしゃらないと思うのですが、例えば町内にいらっしゃる方をお願いするのか、例えば県にそういう組織があって、そこに依頼をして来ていただくのか、そういうところはどんなふうに進めていかれるのか、お伺いいたします。

○議長（小松伸介君） 社会教育課副課長。

○教育委員会社会教育課副課長（小平幸治君） 社会教育課、小平です。お答えいたします。

家庭教育学級や親の学習を行うに当たって、今まで2名の家庭教育アドバイザーの方にご協力をいただいております。当課としましては、例年県でもこの家庭教育アドバイザーについて、さらなる情報や研修を受けていただくために、研修等を実施しています。特にその都度県のアドバイザーの中から人を人選するのではなく、今行っている方も、三、四年継続してお願いしていますので、この方々に引き続き研修を受けていただいて、ブラッシュアップをしていただきながら、今後についてもお願いをしていくという形で考えております。

以上になります。

○議長（小松伸介君） 内藤議員。

○議員（内藤美佐子君） この家庭教育アドバイザーというのは、町民の中で我こそはという方が、例えば自分で研修費用を出して、それでアドバイザー資格を取っていくという形を、例えば町として応援しているとか、そういうことはないのでしょうか。

○議長（小松伸介君） 社会教育課副課長。

○教育委員会社会教育課副課長（小平幸治君） お答えいたします。

現在の事業予算ですと、この方々をどんどん増やして家庭教育アドバイザーになっていただいて、もっと広く人数を多く募集するという形では、ちょっとそこまでの予算規模を持っていないので、今のところはこれまでの社会教育指導員さんですとか、学校OBのつながりの中から、当課、家庭教育指導員ですとか、家庭教育アドバイザーをお願いしています。今いるお二人もそのつながりで今ここまでやらせていただいていますので、取りあえずはこれまでどおりの形を継続させていただきたいと考えています。

○議長（小松伸介君） ほかに。

吉村議員。

○議員（吉村美津子君） 吉村です。

教育長、1点だけ、忙しいので考え方を聞いて、それで1点だけで結構です。

こういった宣言をしなければならぬといったことの背景なのですけども、やはり子供たちと接触する、親の労働時間で少なくなったりとか、それからやはり貧富の格差とか、それから教員の多忙、それからやはり私は子供たちの負担、教育の負担が大きくなってきているのではないかというふうなことで、最近の指導要領は問題だと思っていますけれども、こういったことの宣言をしなければならぬ背景、それは教育長としては根本的にどういうふうに捉えているか、私はこういう宣言をしても、やはり子供たちの声とか……

○議長（小松伸介君） 教育長は忙しいので、端的にお願いいたします。

○議員（吉村美津子君） 心を大切に、そこを中心にしてもらいたいですけれども、今の根本の考え方だけ1点お聞きします。

○議長（小松伸介君） 教育長。

○教育委員会教育長（古川慶子君） お答えいたします。

確かに保護者の方、いろいろ大変な思いをされて子育てをされているというのは深く認識しております。様々な学校の様子を見ていますと、根本には家庭教育を支えていくことが必要であるというのを感じております。これは校長会でも話題になっておりまして、何とか保護者、家庭を支える。また、家庭に伝えるものがないだろうかというので、この宣言に関しては要望も多くございました。ある学校では、学校運営協議会で、家庭に対するメッセージまで考えている学校もございます。何とか家庭に働きかけ、家庭を支えていきたいという思いでこれを作成させていただきました。

以上です。

○議長（小松伸介君） ほかにございませんか。

鈴木議員。

○議員（鈴木 淳君） 鈴木です。

今回資料を添付してもらった1つ、リーフレットというのですか、カラー刷りのありますよね。これは、

先ほどからこの宣言の「わたしたち」というのは、保護者や地域の方ということは、これを保護者に配って、保護者にこういうことを意識してください、こういうことを伝えていってくださいというためのリーフレットということでよろしいですか。

○議長（小松伸介君） 社会教育課副課長。

○教育委員会社会教育課副課長（小平幸治君） 社会教育課、小平です。お答えいたします。

議員さんおっしゃるとおり、まずは保護者、また児童厚生関連の協力していただいている方々等からまずは早めに進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（小松伸介君） 鈴木議員。

○議員（鈴木 淳君） 大きくまず5つですか、生命尊重、安全、健康などあり、その下に細かくありまして、それぞれ子供に伝える、子供に感じさせるのは重要なこととは思うのですけれども、この健康の中で「がん教育」という形で個別で出ているのですけれども、これはどういった意図なのでしょう。下の「感染症等病気を予防する保健指導」ではなく、「がん教育」という形で突出して出たこの理由だけちょっと教えていただけますか。

○議長（小松伸介君） 社会教育課副課長。

○教育委員会社会教育課副課長（小平幸治君） 社会教育課、小平です。お答えいたします。

こちらの教育長が出していただいたこの「いのちの教育」のほうの健康の中のがん教育等に関しては、多分学校教育のほうで行っていくものかなと思って、こちらのほうでは右下の、主に下のほうの、要は「地域とともに」とか「家庭とともに」というほうが主になってくるかなと思うのです。このがん教育に関してはちょっと家庭教育の今回の宣言等では盛り込んでいない内容になります。

以上になります。

○議長（小松伸介君） ほかにございませんか。

菊地議員。

○議員（菊地浩二君） 菊地です。

だとしたら、学校教育課も本来今日来るべきだと思うのですけれども。来なかったことはしょうがないですね。

この宣言なのですけれども、三芳町家庭教育宣言ということで、これ全然日付が入らないのですけれども、令和4年2月とか、それ何か理由があるのですか。

○議長（小松伸介君） 社会教育課副課長。

○教育委員会社会教育課副課長（小平幸治君） 社会教育課、小平です。お答えいたします。

まず、制定に当たって、この中でもインターネットトラブルとかゲーム依存とか、具体的な言葉を入れるときもちょっと議論には、話し合いの中では話題になったのですけれども、今後変わっていくということも考えて、日付に関してはどうしようかということで、取りあえず今回は入れないということで、宣言文の中には入れていないのですけれども、ただポスター等、一般の方々に出していくものに関しては、やはりちょっと何年何月というのは入れたほうがいいのではないかということで、具体的にポスターとかリーフレットに関しては入れていく方向で現在作成をしています。

以上になります。

○議長（小松伸介君） 菊地議員。

○議員（菊地浩二君） 菊地です。

ということは、いつ宣言をしたかというのが分からないです、これ見ただけだと。それと、更新したときに、その更新がいつなのか分からないという、最新版が何なのかも分からないのですけれども、それは分からなくていいということですか。

○議長（小松伸介君） 社会教育課副課長。

○教育委員会社会教育課副課長（小平幸治君） 社会教育課、小平です。

策定時にはちょっとそういうお話もあったのですが、その中で何年というのは取りあえず今回入れないということで判断して出ささせていただいたのですが、今のご指摘を受けて、やはり今まで作ってきたものに関して、古いものに関しては何年とか分からなくなってしまうとか確かにありますので、今後作成する際には、そういうものを入れていくことにもちょっと留意して進めていきたいと思います。

○議長（小松伸介君） 菊地議員。

○議員（菊地浩二君） 今後作成するものというのはどういうことなのですか。要するに、もう宣言したわけですよね。それがいつなのかと、これ宣言した、これなのですよね。今後社会状況が変わったときに、文言が変わったとき、そのときにはまたどうやっていくのかというのが、全然経過たどれないのです。それが問題なのではないのでしょうかと思っているだけなのではけれども、今後そちらで検討していただくとして、この宣言の一番下で「三芳町」と書いてあるのですけれども、これ三芳町がやるのか、教育委員会がやるのかというと、三芳町がやるということですか。

○議長（小松伸介君） 社会教育課副課長。

○教育委員会社会教育課副課長（小平幸治君） お答えいたします。

まず、社会教育のこの家庭教育に関して進めていくということは、もちろんこちらの課で行っていくのですけれども、この「三芳町」とさせていただいたのは、これを今後、先ほど教育長がお示しした資料にありますとおり、学校ですとか、地域の方々にもお願いしていきますので、基本的には町として取り組んでいくということにはなると思うのですが、主体となって今のところ動いているのは教育委員会とか社会教育課という形になっております。

以上です。

○議長（小松伸介君） 菊地議員。

○議員（菊地浩二君） 菊地です。

本来は、教育委員会の独立性とか考えるとどうなのかなと思うので、せめて連名にするべきなのではないのかなと思うのですけれども、どうなのでしょう。

そういったことも含めて、宣言する前に議会からの意見は聞いたほうがよかったのではないのかなと思うのですけれども、議会案件ではないから聞かなくていいということになると、では今回だって別に説明しなくてもいいということになってしまうではないですか。いろいろなところから意見を聞いて、そうだなと思うところは取り入れていただければいいと思いますし、もっと広く聞くのであれば、そういった姿勢ももっと見せていただいて、聞く力というのをもっと考えていただきたいと思うのですけれども。それも含めてま

た今後検討していただければと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（小松伸介君） 社会教育課副課長。

○教育委員会社会教育課副課長（小平幸治君） 議員さんのご指摘もとてもだと思っております。そういった視点がちょっと欠けていたというか、思いながら、まずは「三芳町」と表記させていただくことでこちらでは考えてしまいました。そういうものも、日付も含めて今後はそういうことに留意して、きちんと分かる形、見える化して周知等に取り組んでいきたいと思っております。ありがとうございます。

○議長（小松伸介君） 細田議員。

○議員（細田三恵君） 細田です。

今の関連にもなるのかなと思うのですが、このリーフレットを作成されたということで、字ばかりになっているのですが、こういった子供にとって分かりやすいようなリーフレットの作成というところも、今後はあるのでしょうか。これは一応保護者向けに作られたような作成になっていると思うのですが、子供たちにもこれを使うのか、もっと具体的な分かりやすい子供向けのものも今後検討されるのか、ちょっとお伺いしたいと思いました。

○議長（小松伸介君） 社会教育課副課長。

○教育委員会社会教育課副課長（小平幸治君） 社会教育課、小平です。お答えいたします。

議員さんご指摘のとおり、まずは保護者に向けてという形で、ちょっと字が、リーフレットに関しても字が多めになる形になります。今後展開していく中で、家庭教育宣言について、各家庭とか、地域とか、各団体等いろいろなところに、こういう宣言ではないですが、家庭教育の標語みたいなものですか、何か募集をする中で、もうちょっと親しみやすいものに関しては、何かしら事業を行っていきたくて考えております。

以上になります。

○議長（小松伸介君） 細田議員。

○議員（細田三恵君） 細田です。

というと、先ほどからいろいろ変化していくという話だったのかなと思うのですが、これからの事業の中でそれも検討していくという方向で、確認なのですが、よろしく願いいたします。

○議長（小松伸介君） 社会教育課副課長。

○教育委員会社会教育課副課長（小平幸治君） ご指摘いただいたとおり、また事業展開についてもお示しさせていただいたとおり、独自の皆さんの宣言を募集するとか、何かしら拡充の手だては今後も考えていきたいですし、やはりまた社会の要請で文言を変えたほうがいいですか、いろいろあるようでしたら、改めてまた検討を続けていきたいとは考えております。

以上です。

○議長（小松伸介君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松伸介君） では、以上で（１）、三芳町家庭教育宣言制定についての協議事項を閉じさせていただきます。

担当課の皆様、大変にありがとうございました。

暫時休憩いたします。

(午前10時12分)

---

○議長（小松伸介君） では、再開いたします。

(午前10時15分)

---

◎三芳町清掃工場跡地利用事業に係る「事業用定期借地権設定契約」の締結について（報告）

○議長（小松伸介君） 続きまして、協議事項（2）、三芳町清掃工場跡地利用事業に係る「事業用定期借地権設定契約」の締結についてということで、環境課より報告をいただきたいと思います。

環境課長。

○環境課長（吉田徳男君） 改めまして、おはようございます。本日環境課からは、清掃工場の跡地利用事業、これの進捗、状況報告です。させていただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

清掃工場跡地利用事業につきまして、このほどいよいよ利用事業者と本契約を締結する見込みとなりました。締結日は3月18日、今月18日を予定しております。事業者とは最終の詰めの協議を行っているところではございますが、契約内容については大筋で合意を得ております。本日は概要になりますけれども、事前に契約内容についてご報告をさせていただきます。

まず、これまでの経緯について改めて確認いたしますと、本事業につきましては、令和元年12月27日に基本協定を締結し、翌令和2年3月2日に事業用定期借地権設定のための予約契約を締結して現在に至っております。これまで事業用地においては、無償貸付けによって様々準備工事は行われてきたわけですが、この間使用貸借することについても、契約関係による根拠づけをするために、予約契約という形でこれを締結していたところでございます。したがって、今般の本契約に当たりましても、現行の予約契約と内容が相違するものではございません。改めてリーガルチェックをかけ、遺漏なきよう万全を期したものでございますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、中身について触れてまいります。まず、本契約は、借地借家法第23条第1項に基づく事業用定期借地権の設定契約として締結するものでございます。通常一般の約定に加え、特に行政財産としての保全と町公共の利益の保護ということに重点を置いて作成しております。資料ではそれらの約定に網かけをしてお示ししておりますので、これらについて順に御覧いただきたいと思ひます。

まず、賃貸する物件について、第4条で定めております。ご案内のとおり、清掃工場跡地は事業用地と町の管理用地とに分割しております。したがって、現予約契約上の面積から315平米ほど減少しております。貸付面積は1万3,736平米となっております。また、事業用地は既に合筆登記しており、御覧の2筆に整理されております。

なお、本契約における借地権は、借地借家法に基づく事業用定期借地権としております。これに基づき、契約期間が終了した際は、更新をしないものと規定しております。また同じく、事業者の所有する建物等についても、町に買取りの請求をすることができないことを規定しております。

賃貸借の期間は第5条でございます。令和4年5月1日から令和34年4月30日までの30年間といたします。

第6条は、契約保証金でございます。契約締結に当たり1年分の賃料を受託いたします。

賃料の額は第8条でございます。現在の予約契約における平米単価に貸付面積を乗じた額でございます。月額で25万7,968円となります。先ほど申したとおり、貸付面積が減少しておりますので、当初より6,000円ほどの減額となります。

なお、賃料につきましては、事業者公募の際、鑑定評価額から解体等準備工事に事業者が投じる費用相当分を控除した額を基準単価として設定しておりました。現予約契約における賃料は、この基準価格を超えて提案された額を採択したものでございます。今般本契約におきましても、同一の単価計算によって賃料を算出しております。

賃料の改定については第10条で規定しております。原則3年ごと、固定資産税の評価替えに合わせて協議することができるとしております。そのほか急激な情勢変化に応じては、随時変更できるものといたします。

第13条で、事業施設の建設と運営について規定しております。令和5年5月1日までに事業施設の運営が開始されることとしております。施設は事業者が建設、所有するもので、費用の増加等があっても町に負担を求めることはできません。

第17条で、土地の又貸しなどを禁止しております。事業者は土地について転貸、賃借権の譲渡ができません。また、それに担保権等を設定することもできません。また、建物についても譲渡すること、第三者に利用させることを禁止しております。ただし、町が承諾した場合は除きます。

第18条では、町の承諾なく施設を取壊し、また新築、増改築することを禁止しております。

また、第19条では、土地について町の承諾なく、その形質を変改することを禁止しております。また、事業者は、土地に投じた一切の費用を町に請求することができません。

資料の2ページになります。第21条では、支払い遅延に対する延滞金の支払い義務を定めております。賃料のほか、この契約上の全ての債務の履行遅延と、また施設運営の開始が遅延した場合に徴収することとしております。基本協定締結時点での支払い遅延防止法の率が適用されますので、延滞利率は2.7%となります。

第23条は、違約金の定めでございます。ここまでの禁止規定にありましたような本契約の約定に違反した場合には、事業者は違約金を支払わなければなりません。違約金は、その年度の土地の価格の100分の10の額と規定します。また、特に賃借権や施設の譲渡、独禁法に該当した場合、反社勢力との関与などがあった場合には、土地の価格の100分の20の額としております。

第25条は、本契約を解除する場合の規定でございます。契約を解除することができるのは町側からのみでございます。賃料や違約金の不払い、事業者資格の喪失、公序良俗に反した場合などが該当します。また、未承諾による施設の新築、増改築や土地の形質変更に対し、町の是正指示に従わないときも契約を解除することができることとしております。事業者の損害に対し町は責めを負わず、また賃料の還付もございません。

第26条は、土地の返還に関する規定でございます。先ほどのように町が契約を解除した場合と、賃貸借期間が満了した場合がございしますが、いずれも事業者の責任と費用負担で解体撤去等を行い、原状回復して土地を返還することとしております。

原状回復の義務が履行されないときは、町がこれを執行することができるとして、第27条に規定しております。この場合の費用は事業者が負担しなければならず、町が受けた損害も賠償しなければなりません。不



履行の際の損害金は、1か月当たり月額賃料の3倍の額としております。

第28条では、本契約の義務が履行されない場合の損害賠償について、包括的に規定しております。また、事業者が第三者に損害を及ぼした場合の賠償義務についても定めております。

第29条では、契約上の不適合について、町は全部免責とすることを規定しております。

第32条は、行政上の必要による契約解除でございます。町が事業用地を公共の用に使用する場合には、本契約を解除することができることといたします。この場合、事業者は町に対し損失補償を求めることができます。これらは地方自治法の規定によるものでございます。

第34条は、本契約について公正証書を作成すること。また、遅延した場合の賃料元金と延滞金、違約金に対しては、町が直ちに強制執行することを定めております。事業者はこれを異議なく認諾するものとしますが、公正証書はこの旨を記載した、いわゆる執行受諾文言つき証書として作成する必要がございます。この後速やかに公証役場の手続に入るところでございます。

なお、本契約の締結、公正証書の作成に要する費用は事業者の負担となります。

以上、簡単ではございますが、本契約の内容につきまして報告とさせていただきます。冒頭申し上げましたとおり、契約締結は今年、3月18日を予定しております。また、賃料収入につきましては、施設マネジメント課が所管となりますが、令和4年度歳入予算において、新たに財産収入の土地貸付収入として計上したところがございます。よろしくご承知いただきますようお願い申し上げます。

環境課からは以上でございます。

○議長（小松伸介君） ありがとうございます。ただいまの説明に対しましてご質問等あれば受け付けします。いかがでしょうか。

菊地議員。

○議員（菊地浩二君） 菊地です。

事業用定期借地権という、取り扱ったことがないのでよく分からないのですが、この場合は土地への借地権登記はされるのですか。

○議長（小松伸介君） 環境課長。

○環境課長（吉田徳男君） 登記につきましては、これは町の顧問弁護士です。やはりこれは契約締結に当たりまして、総体的にこれ慎重にリーガルチェックをかけていただきました。設定登記につきましても、その点相談したところですが、特に町にとってはメリットがあるというものではないということでした。ですので、設定登記につきましては、これを行う予定はございません。

以上です。

○議長（小松伸介君） 菊地議員。

○議員（菊地浩二君） 相手側からも要求はされていないということですか。

○議長（小松伸介君） 環境課長。

○環境課長（吉田徳男君） そのような協議ございませんので。

以上です。

○議長（小松伸介君） 菊地議員。

○議員（菊地浩二君） 分かりました。では、公正証書の作成のタイミングはいつぐらいになるのですか。

○議長（小松伸介君） 環境課長。

○環境課長（吉田徳男君） 本日これ報告もしまして、明日公証役場のほうに既に予約できている状態ですので、明日着手するところでございます。公正証書の作成には3週間から、長ければ1か月程度手続の期間が必要だということでした。実際の賃貸借の開始日、それまでには作成が終了するものと見込んでおります。

以上です。

○議長（小松伸介君） ほかに。

桃園議員。

○議員（桃園典子君） 桃園です。ありがとうございました。

1ページ目の第17条のところなのですが、譲渡の制限のところ、アスタリスクのところ、町が特に承諾した場合は除くとあるのですが、この「特に」という、この特例の場合にはどのようなプロセスで、町はどの立場のどういう方が検討し、議会にはどのような流れでその情報をという、そういうことが予定されているか、お伺いしたいです。

○議長（小松伸介君） 環境課長。

○環境課長（吉田徳男君） 町の承諾という規定を設けたところで、何がどのようなことが想定されるのかなというところも、事業者ともちょっとお話しはしておりますのですが、土地の又貸しだとか、権利の譲渡だとか、担保設定、これらは考えられません。また、施設、事業者の所有する建物、そうしたものは譲渡するというのもちょっと現実的に考えられないかと思えます。第三者使用、実際の商業施設になりますので、考えられるところとすれば、そちらを専門に事業運営するそうした第三者である企業に経営を委託するというようなことは考えられるかもしれないというところでは、そういった場合には、特に施設の運営に関して特段不条理、不合理がなければ、それらについては協議により承諾することができるのかなというふうには、現在のところ推測というか、考えております。

以上です。

○議長（小松伸介君） 桃園議員。

○議員（桃園典子君） 桃園です。

今考えられる状況はこのようなことということでお話をいただいたわけなのですが、先ほどお伺いしたのは、そういう状況がもし生じた場合は、議会にもその情報が伝わってくるというか、そういうことでよろしいのでしょうか。

○議長（小松伸介君） 環境課長。

○環境課長（吉田徳男君） ご指摘のとおりです。すみません、答弁が漏れました。当然ながら議会にこちらのほうでご報告して、一定のコンセンサスですか、そうしたものを得る必要はあると考えております。

○議長（小松伸介君） 桃園議員。

○議員（桃園典子君） 桃園です。

ありがとうございました。そして、2ページ目なのですが、第23条の文言なのですが、私の理解がうまくできないので、ちょっと教えていただきたいのですが、2点目のところに、「特に、賃借権の譲渡、施設の譲渡」までは理解、これが違約金に該当するのですよというのは理解できるのですが、「独禁法、反社」という、この単語しかないのか、こういう表現でよいのかなと、少しちょっと疑問を感じたので、

その表現方法についてお伺いしたいと思います。

○議長（小松伸介君） 環境課長。

○環境課長（吉田徳男君） 恐れ入ります。大変ちょっと要約してしまったので、こちらの資料。本当に単語でしかお示ししていませんでしたので、大変失礼しました。

契約約定第23条のこれ第2項になりますけれども、第23条第2項の第2号、特に次の各号のいずれかに該当した場合は、通常のペナルティーよりも高額、土地の価格の100分の20に相当する額の違約金というのを定めておりますが、その第2号の事業者資格の要件が基本協定になるのです。基本協定書の第10条の第1項に定めております内容が、こちらが事業者が独禁法に規定する措置命令を受けたりとか、そうした場合、また、ここにあるとおり反社会的勢力との関与が認められた場合ですとか、特にこの2点を、そもそも事業用地の、利用事業の開始に当たっての基本協定です。その際に、もう既に重大な重篤な違反行為として定めております。そちらが、まずそもそも基本協定に定めておりました独禁法に該当してはいけないということと、反社会的勢力を利用したり関与してはいけないということ、特にこれを定めていたというところでございます。

以上です。

○議長（小松伸介君） 桃園議員。

○議員（桃園典子君） 桃園です。ご説明ありがとうございました。

意味合いとしては分かっているのですけれども、表現の部分だったのですが、正式なものはもっときちっとしたものがあるということで理解いたしました。ありがとうございました。

○議長（小松伸介君） ほかにございませんか。

林議員。

○議員（林 善美君） 林です。

25条なのですけれども、要約ということなので、もしかしたら本当の契約のほうはしっかり書いてあるのかもしれないのですが、米印で町側からのみ解除要件を設定となっていて、例えば自然災害とか、あと会社がうまくいかなかったときというのは、解除の要件はしっかり明記されているのか、お伺いします。

○議長（小松伸介君） 環境課長。

○環境課長（吉田徳男君） お答えします。

第25条になります、契約の解除ということですが、会社の財務、経営状況、それに応じての解除要件ということは、この第25条のほうには、特段これ列挙しておりません。ただ第20条になるのですけれども、第20条で、事業者から町への報告義務ということ定めております。事業者は、今議員ご指摘のとおり、経営財務上の事情です。例えば銀行の不渡りですとか、銀行の取引の停止を受けたとか、あるいは強制執行の申立て、あるいは破産手続、民事再生ですとか、会社更生、特別精算の手続の申立てを受けたとか、そうした財務上の重大なご事情、そういった事情が生じた場合には、速やかに町に報告しなければならないと、このような報告義務を定めております。

ですので、そうした財務上、経営上の重篤な変化があった場合には、その契約を継続していくのかどうか、それについて特別にやはり検討協議というか、検討をその時点で行う必要があると、当然ながら。そのようには考えております。

以上です。

○議長（小松伸介君） 鈴木議員。

○議員（鈴木 淳君） 鈴木です。

今回事業用定期借地ということで、原則として30年で更地として借りるということですが、この事業者が建てる建物も、以前説明があったので、おおよそ分かっているけれども、それなりに硬いというか、木造ではないのかなと思うのです。そういった意味では、事業者側からすると、建物に使った建築費の減価償却が終わる前に、解体更地渡ししなくてはいけないということで、30年たったときに経営が順調だった場合に、やはりもう10年とか、契約更新というか、契約の期間の変更ですか、申し込んでくることは考えられますが、それもだめということで、第4条の部分で契約の更新なし、そういうふうになっていますが、30年ですっかり更地返還してもらおうということによろしいですか。

○議長（小松伸介君） 環境課長。

○環境課長（吉田徳男君） 30年後のことですので、こういったような状況になっておるかというところもあれなのですけれども、基本的には借地借家法に基づいて30年以上の期間といたしましたので、これは貸し主、町側にとっての有利な特約を設けたつもりでございます。必ず返還をしなければならないということ、そこをまずは確保、担保しております。ただ契約第4条第3項の規定なのですけれども、これ契約書の原本をちょっとお示しできなくて大変恐縮なのですが、第4条第3項の規定におきまして、ただし書きにおいて、ただし、地域住民の利用状況や社会経済等の環境変化に応じては、事業者から賃貸借期間の延長を申し入れることができるという文言の約定です。これを一応定めております。設けております。

30年後のその時点の、特にやはり住民の方々の要望ですとか、あとその時点での事業価値というのでしょうか、事業者さんの。そうしたことが判断材料になるのかなと思いますけれども、一応なので、その時点で協議することができるという、そうした余地は残しているところではございます。一応事業者の側から延長を申し入れることができるという、そうした協議の余地は残しておるところでございます。

以上です。

○議長（小松伸介君） 鈴木議員。

○議員（鈴木 淳君） では、今日お示しいただいた概要としましては、第4条のところに契約の更新なしとはっきり特約のほうでうたっていますけれども、その第4条の第3項のほうでは申し入れができ、それで町との当然協議になると思うのですが、場合によっては延長も可能ということによろしいでしょうか。

○議長（小松伸介君） 環境課長。

○環境課長（吉田徳男君） そうしたことも予定しての約定というふうにしております。

○議長（小松伸介君） ほかにございませんか。

菊地議員。

○議員（菊地浩二君） 菊地です。

今の件ですけれども、基本的に法律は更新と延長は違うという解釈なのでできると思うのですけれども、最長で50年です。50年以内での延長を認めるということになるのですか。

○議長（小松伸介君） 環境課長。

○環境課長（吉田徳男君） 議員ご指摘のとおりです。30年以上50年未満としての事業用定期借地権として、

まずはこれ設定契約を行いますので、延長したその期間、それもやはり50年という上限、それ限られるのかなという、今の時点で私どもとしてはそういうふうに想定しています。

以上です。

○議長（小松伸介君） 菊地議員。

○議員（菊地浩二君） 菊地です。

想定というのは、どんなに延びても50年以内という想定なのですか。

○議長（小松伸介君） 環境課長。

○環境課長（吉田徳男君） 30年以上50年未満としての事業用定期借地権ですので、それが妥当なのかなというふうには、私担当課としては今考えております。ただその時点での状況によるのでしょうから、そこは何とも今ちょっとはつきりとはお答えできないのかなと思うのです。

○議長（小松伸介君） 菊地議員。

○議員（菊地浩二君） 菊地です。

基本的には事業用定期借地権の中でやる場合には50年ですけれども、そこから契約、30年なら30年の後で普通借地権への切替え、切替えというのは変ですけれども、それはできるのですか。

○議長（小松伸介君） 環境課長。

○環境課長（吉田徳男君） これは借地借家法の規定の運用なのでしょうけれども、一旦は賃貸借、契約が終了したのものとして、また新たに、例えば10年未満ですとか、そういった期間での新たな契約を締結するという、そうしたお考えでしょうか、そうではなく。

○議長（小松伸介君） 菊地議員。

○議員（菊地浩二君） 菊地です。

事例か何かでちょっと見たことがあったような気がするのですが、期間が過ぎた後でも賃料を受け取っていれば普通借地権のほうになったというふうにみなされるというのがあったのですけれども、そういうのも想定されるのかどうかということですかね。要するに、これ自体が事例が本当に少ないと思うし、30年とか50年たっている契約、50年たっている契約はないのですけれども、今後どうなっていくのか分からないところで、将来的なこともしっかり検討した中で公正証書なり作っていくべきなのだろうなと思っていて、なので、だから事業用定期借地権の中の枠組であれば30年、50年ですけれども、それを超えてしまえば、そこから外れてしまえば何年でもできるという解釈があるということなのです。ちょっと将来的には微妙な感じかなと思っているので、将来そのときが来たときに、想定外だったということがないようにしていただきたいと思うのですけれども。

○議長（小松伸介君） 環境課長。

○環境課長（吉田徳男君） ご指摘ありがとうございます。これは町の顧問弁護士のリーガルチェック、それをかけて本日ご報告はさせていただいておりますが、30年経過、賃貸借期間満了時に、その更新の仕方、延長の仕方、その取扱いについては、私もまだそこまでは弁護士との協議だとか、あと事業者との協議、そこはちょっと不足していたというところは、これ事実でございます。明日から公正証書の作成、これ着手するわけですけれども、その点について改めて議員ご指摘の点につきましては、これ遺漏のないように正確にきちんとあらゆる想定をした上で、30年後のその取扱いについて不備のないように、そこまできちんと協議

した上で公正証書、公証人との打合せ等、また町の顧問弁護士、そちらのほうにもやはり相談業務を行いながらちょっと事務を進めてまいります。

以上です。

○議長（小松伸介君） ほかにまだありますか、ありそうですね。

では、ちょっとここで休憩取りたいと思います。

協議事項の途中ですが、休憩いたします。

(午前10時47分)

---

○議長（小松伸介君） では、再開いたします。

(午前11時00分)

---

○議長（小松伸介君） 引き続き質疑をお受けしたいと思いますが、いかがでしょうか。

細谷議員。

○議員（細谷光弘君） 細谷です。

13条のほうで事業者の所有、管理ということで、プロポーザルをしたわけだから、事業者がしっかりと運営してほしいわけですが、17条のほうで、町が特に承諾した場合は、第三者使用をオーケーするというようなことになっておりますけれども、その場合に23条では、第三者使用の場合は違約金を払うとなっておりますが、この場合は町が承諾してしまった場合は違約金は取らないということなのか、どういう前提なのか分かりましたら。

○議長（小松伸介君） 環境課長。

○環境課長（吉田徳男君） ご指摘のとおり、事業施設を第三者に使用させる場合、これについても町が承諾したときはその限りでないとしております。町が特別に承諾した場合には、事業施設の運営、それは第三者の企業さんなりに委託することができるというふうな、そういう余地を残しておると考えています。町が承諾したときはということですので、町の承諾を得ずに、そうした第三者譲渡だとか、第三者の使用に供したときには違約金を徴取しなければならないと、そのような定めがございます。町が承諾してそれを行わしめるということであれば、違約金の要件が該当しないのかなと考えます。

以上です。

○議長（小松伸介君） 細谷議員。

○議員（細谷光弘君） 細谷です。

プロポーザルで自分でやるということで実施したわけなので、できるだけ当然ながら管理運営していただくというのが当たり前だと思うのですが、その場合の土地の時価額というのはお幾らになるのですか。

○議長（小松伸介君） 環境課長。

○環境課長（吉田徳男君） 違約金の場合ですね、それはその時点でのその年度の土地の時価額というふうに定めております。違約金の支払い義務が生じたときのその年度の時価額というふうにしております。

○議長（小松伸介君） 細谷議員。

○議員（細谷光弘君） 細谷です。

そうなりますと、昨年度とか今年度、何か具体的に幾らぐらいというのは分かっているのだと思いますけれども、お幾らぐらいなのですか。

○議長（小松伸介君） 環境課長。

○環境課長（吉田徳男君） 当初賃料を算定する際には、これは鑑定評価、これ行っておりました。評価額から利回り計算をして賃料を算定しておるわけでございました。あと、当時の賃料の算定に当たっては、当然固定資産税相当額、これも加算しておるところでした。そういった価格を想定して、それでどうか、前提としてこうした約定を設けたものと考えております。

以上です。

○議長（小松伸介君） 細谷議員。

○議員（細谷光弘君） 細谷です。

賃貸借料の、あれは平米63円ということは、前に説明いただいたのですが、時価額が大体幾らぐらいで、もし違反したら幾らぐらい払うのかということを知りたかったのですけれども、分かっていないということではよろしいのですか。

○議長（小松伸介君） 環境課長。

○環境課長（吉田徳男君） その当時の事業導入時の鑑定評価額から申し上げますと、平米単価が1万9,200円というふうに評価額が得られておりました。ですので、土地の価額を算定する場合には、何年先のことが分かりませんが、事業導入時には平米単価1万9,200円という鑑定評価額、これが得られておりました。

以上です。

○議長（小松伸介君） 細谷議員。

○議員（細谷光弘君） 細谷です。

そうすると、結構な額を払わなければいけないということだと思うのですが、8条の賃料の25万7,968円、これは前は切り上げていたみたいなののですけれども、このまま中途半端な値段でいいのですか。

○議長（小松伸介君） 環境課長。

○環境課長（吉田徳男君） 予約契約においては、事業用地全体で26万4,000円という月額賃料でした。それは事業提案、町の募集に対して事業者が提案されてきた価格、それが町の基準価格を超えておりましたので、事業者の提案価格をそのまま採択したというものでございました。今般は賃料の平米当たりの単価、それを同一にして、実際の貸付面積に乗じた額としましたので、これは1円単位まで算出したところがございます。

以上です。

○議長（小松伸介君） 細谷議員。

○議員（細谷光弘君） 細谷です。

道路部分が増えたので、端数部分が減ったということで、この賃料が出ていると思うのですが、複式簿記とか企業会計におきますと、もともとその取り壊し費用、基準価格、先ほどもおっしゃってございましたけれども、賃料が支払われている部分の総額というのは幾ら出たのですか、ちょっと教えてください。

○議長（小松伸介君） 環境課長。

○環境課長（吉田徳男君） まず、鑑定評価を基にした基準の平米単価、それが63円であったというところで、それに対して、事業者側の投じる費用、それが建物の解体ですとか、埋設物の掘削、埋め戻しですとか、それらの費用、それらの費用が総じて2億3,100万円、これが事業導入時の事業設計における想定額ですか、事業者が投じることになる額です。2億3,100万円。それを30年で除して、12か月で除して、平米で除した金額、それが平米当たり月額45.6円、63円から45.6円、これを差し引いた価格が17.4円、これが公募の際の基準価格とした額でございました。事業提案を受けた際には、この価格を超えた賃料、それは事業者が提案されてきた。それによる金額が月額でいうと、これは1,000円単位の金額でしたから26万4,000円だったということです。現予約契約における単価、それをを用いて、これを本契約においても、実際の貸付面積に乗じて算出しております。

以上です。

○議長（小松伸介君） 細谷議員。

○議員（細谷光弘君） 細谷です。

この25万7,968円を1万3,736.34平米で割りますと、月当たり18.78円になって、その基準価格、残った部分が2億1,867万1,560円になってしまうのですけれども、それで大丈夫ということでもいいのですか。

○議長（小松伸介君） 環境課長。

○環境課長（吉田徳男君） 事業者との協議の中でこの価格で協議を進めております。この価格で契約していくという見込みでこれおります。

以上です。

○議長（小松伸介君） ほかに。

内藤議員。

○議員（内藤美佐子君） 内藤です。

今日は説明いただきありがとうございます。今この土地というのは清掃工場の跡地ということで、担当が環境課ということでやっていただいているわけなのですけれども、この契約に当たるところまでは環境課が窓口となっていくのかなというふうに思っているのですが、今後、先ほど言っていた例えば17条で、町が特に承諾した場合だとか、あとは18条には、例えば施設の取壊しだとかで町の承諾を要するだとか、いろいろと町は関わっていくと思うのです。そのときの窓口はずっとこれは環境課ということになるのでしょうか。

○議長（小松伸介君） 環境課長。

○環境課長（吉田徳男君） お答えします。

行政財産、これまでは清掃工場の跡地、これは清掃施設としての用途、もっと言いますと、これ行政財産としての位置づけです。ご承知だと、ご案内のとおりです。これは賃貸で活用する場合には行政財産から普通財産というふうに、これを切替えをしなければなりません。したがって、賃貸借、この契約をもって従来の行政財産から普通財産への切替えをこれは行います。そうしますと、ちょっと先ほども触れましたけれども、普通財産の取扱い、これは所管するのがやはり施設マネジメント課になります。ですので、これまでの期間におきましては、清掃工場等の敷地としての用途でございましたので、その形質を変更すると、建物を壊したり、掘削ですとか、埋め戻しですとか、土地の形質を行うという業務の中で、当然ながら環境課が所管してまいりました。



ですので、今後この本契約の締結をもって、財産の取扱いが公共施設マネジメント課所管になりますし、また、あと実際の事業者の施設の建設ですとか、そうした具体的な事業、業務につきましては、やはり都市計画課が対応することになるかと思えます。将来においてもやはり財産の所管課、そうしたところが主体となって所管するのかなというふうには考えています。

以上です。

○議長（小松伸介君） 内藤議員。

○議員（内藤美佐子君） ありがとうございます。それで、ここにどんなものができるのかというのは、いろいろなうわさでは聞いておるのですけれども、例えばそれに対して町の土地に事業者が物を造ってというところも、一般住民の方は町にある施設みたいに思ってしまうと思うのです。例えばそこに対するクレームであったり、要望であったり、いろいろなことが来ると思うのですが、それは町でしっかりと聞いていただけるものなのか、それとも、あの施設は町ではないからというふうになってしまうのか、そこら辺はどんなふうに整理されているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（小松伸介君） 環境課長。

○環境課長（吉田徳男君） ご指摘につきましては、近隣対策というか、住民への配慮、そうしたことについては、今契約書の第14条でちょっと約定はしております。事業者においては、これまでの準備工事もそうです。これから始まる本事業のための施設の建設、そしてまた営業が開始された以降の事業の運営、そういったものに対して、やはり町の住民、周辺住民に対しての説明責任もそうですが、住民意見、住民要望にそれらを尊重した工事と、あと事業の運営、営業に努めなければならないものと規定しました。また、事業者から町にそうした近隣対策、住民要望への対応の仕方だとか、そうした対応、それに対して事業者から町に要請、相談というか、協力を要請することができるというふうにも規定しています。町は事業者からのそうした要望、要請に対して協力するものとします。

そうした規定を設けておりますので、やはり営業が始まってしまえば、町は全く関係ないよと、事業者任せですという、そうした姿勢ではございませんので、ご理解いただきたいと思えます。

○議長（小松伸介君） 内藤議員。

○議員（内藤美佐子君） ありがとうございます。そうでないといけないかなと思っておりまして、そのときも担当の窓口というのが、そのときに施設マネジメント課になるのかなというふうに思うのですが、それはそれでちゃんとお伝えいただければありがたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（小松伸介君） 環境課長。

○環境課長（吉田徳男君） ご指摘の点、重々承知しております。よろしく申し上げます。

○議長（小松伸介君） ほかにございませんか。

山口副議長。

○副議長（山口正史君） 山口です。

ご説明ありがとうございました。この契約は令和4年5月1日です。これ5条に書いてあります。ところが、12条では準備工事は4月30日までに完結しろと、13条では5月1日までに、までにという言葉がちよっと気になるのですが、5月1日までに運営開始ということは、準備工事があるわけですね、それは当然。そのときの、この後もそんなにないですけれども、5月1日までの期間というのは工事やっていますが、それは

賃貸借ではないという解釈なのでしょうか。

○議長（小松伸介君） 環境課長。

○環境課長（吉田徳男君） これまで無償賃借で事業者による解体工事ですか、準備工事が行われてきました。この事業用定期借地権の契約締結をもって、この中で今年の5月1日から賃貸借の起点、始まりを今年の5月1日から30年間と定めております。というのは、今年の4月30日までにその前提となる準備工事を全て完了すると、完了できるという見込み、これをもって……

○議長（小松伸介君） 山口副議長。

○副議長（山口正史君） 聞いているのは、この契約は分かるのだけれども、それまでの準備行為は4月30日までに完了しろとあるわけです。ということは、4月30日までに工事は入っているわけです。でしょう。

4月30日までに完了しろと第12条にあります、準備工事。だから準備工事はその賃貸借ではなくてやっているのですかと。

○議長（小松伸介君） 環境課長。

○環境課長（吉田徳男君） ご指摘のとおりです。賃貸借の開始、起点が5月1日としておりますので、その5月1日から賃料が発生すると……

○副議長（山口正史君） それは聞いていないです。

〔「4月30日までにやっている工事は何なのかという」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松伸介君） 工事内容を答えていただければいいですよ。

〔「例えば貸すに当たって町でやる工事があるでしょう、それを4月30日までにやっているのであれば、それを説明すればいいと思う」と呼ぶ者あり〕

〔「ええ」と呼ぶ者あり〕

〔「山口副議長がおっしゃっているのは、4月30日までにやっている工事は賃貸借料は発生しないのか町でやっているから、まだ借りる側の工事ではないのであれば、そこを説明すればいい」と呼ぶ者あり〕

〔「なるほど」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松伸介君） 準備工事の内容を。

環境課長。

○環境課長（吉田徳男君） 恐れ入ります。これ事業者による準備工事、これが完了して賃貸借が開始するとなっておりますので、山口議員ご指摘のとおり、4月30日に……

○議長（小松伸介君） 山口副議長。

○副議長（山口正史君） いいですか、町でやっている工事だったら、町の土地に工事するのは別に構いません。そうではなくて、事業者がこの5月1日以前に、令和4年の5月1日までに事業者の工事が入っているとすると、賃貸借が発生していないのに町の土地に勝手に工事はできないはずなのだけれども、そこはどうなっていますかということを知っているのです。

○議長（小松伸介君） 環境課長。

○環境課長（吉田徳男君） 恐れ入ります。これまでの準備工事ではなくて、事業者が事業者自身の本事業

のための建設工事、これに5月1日より以前にも着手しておるのであれば、それは賃料、無償貸付けというのはおかしいのではないかと、こういうご指摘ですよね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○環境課長（吉田徳男君） 承知しました。実際にはこの清掃工場の跡地、この跡地の中で事業者の本事業のための建設工事並みの着手、これは5月1日以前に行われるものではないと、そうした約定です。

○議長（小松伸介君） 山口副議長。

○副議長（山口正史君） 確認ですが、ここで言っている第12条の準備工事というのは、業者による工事ではなくて町の工事であって、事業者による工事は、あくまでも今年の5月1日以降に開始されるということによろしいのですね。

○議長（小松伸介君） 環境課長。

○環境課長（吉田徳男君） すみません、要点がまとまらなくて。ご指摘のとおりです。よろしくどうぞ。

○議長（小松伸介君） ほかによろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松伸介君） では、以上で協議事項の（2）を閉じさせていただきたいと思います。

環境課の皆様、大変にありがとうございました。

暫時休憩いたします。

（午前11時21分）

---

○議長（小松伸介君） では、再開いたします。

（午前11時23分）

---

#### ◎都市計画道路の計画を変更することについて

○議長（小松伸介君） 続きまして、協議事項（3）、都市計画道路の計画を変更することについてということで、都市計画課長のほうからご説明をいただきたいと思います。

都市計画課長。

○都市計画課長（井上忠相君） 本日は時間を割いていただき、ありがとうございます。私たちのほうから、都市計画道路の変更についてご説明申し上げます。

○議長（小松伸介君） 都市計画課都市計画・区画整理担当主幹。

○都市計画課都市計画・区画整理担当主幹（高柳正樹君） 都市計画課、高柳です。都市計画道路の変更について説明をさせていただきます。

資料を御覧いただく前に、今回変更となります都市計画道路竹間沢・大井・勝瀬通り線ですが、車道9メートル、歩道片側3.5メートルの幅員16メートルの道路となります。三芳・富士見通り線につきましても、同じく幅員16メートルとなります。

それでは、資料の1を御覧ください。図面中央に対象地と書いていますが、その円内の部分で上から下に書かれている都市計画道路竹間沢・大井・勝瀬通り線がございまして、こちらの対象地部分についての計画道路の線形を変更することによる変更となります。また、併せまして、その交差する都市計画道路三芳・富

士見通り線との隅切り位置が、線形変更により変わってきますので、その隅切りの位置の変更となります。その対象地が唐沢小学校と三芳東中の交差点より、図面左上のほうに約340メートルの間の線形変更を行います。

続きまして、次のページの資料の2を御覧ください。御覧の資料につきましては、凡例にもございますように、赤い線で当初計画線を、緑の線では、町道幹線7号線の境界線について書いております。また、凡例にはございませんが、水色の線で書いているところが、小学校のフェンスの位置となります。この緑色の線と水色の線の間は5.3メートルと書いてありますが、アスファルト敷となっているこの部分は、一見道路用地に見えますが、学校敷地となります。

図面右側にプールなどが書いてある箇所が唐沢小学校になるのですが、唐沢小学校の校門前の部分を御覧ください。このたびの線形変更を行う理由ということになりますが、ピンク色で塗られている部分が、当初の都市計画道路の計画線と、町道幹線7号線の部分となります。この部分が当初計画線から外れてしまう道路部分となります。要するに、道路のほうの残地が出てしまうということになります。この道路用地となっている部分について、今年度の測量業務により都市計画道路に含まれないことが分かりましたので、公共施設である道路用地を有効に活用するために計画線の変更を行うものでございます。

続きまして、次のページ、資料3を御覧ください。御覧の資料につきましては、新たな都市計画道路の計画線となります。凡例にもございますように、青い色の線で新たな計画線を、緑の線では同じく町道幹線7号線の境界線について示しております。先ほど御覧いただきました計画線から外れてしまうピンク色の部分が計画道路に含まれていることが分かるかと思えます。新しい計画線により道路用地を有効に活用することができることとなります。

続きまして、次のページの資料4を御覧ください。御覧の資料につきましては、当初の計画線と新たな都市計画道路の計画線を重ね合わせた図面となります。約340メートルの延長について、唐沢小学校寄りに計画線が移っているのが分かるかと思えます。ずれ幅の大きいところで4.5メートルぐらい、こちらの部分が4.5メートルぐらいとなります。道路の変更部分につきましては、できるだけ地権者等に影響の少ない範囲で、道路の安全性も考慮し、決めさせていただきました。学校側に計画線をずらす中で、道路の曲がりが始まる位置をずらし、現在の計画線よりも視界が取りやすくなることから、より安全側に働くことになっております。道路の安全性等に関しましては、東入間警察へは変更の概要について事前に話をしております。理解いただいているところとは思いますが、今後正式に協議を行うこととなります。

また、この計画線を移すことにつきましては、都市計画道路の線形変更該当する地権者に事前にお話をさせていただいて、ご了承はいただいているところでございます。この計画線変更につきましては、道路が学校に近くなるのご心配がある方もいらっしゃるかと思えますが、竹間沢・大井・勝瀬通り線は、藤久保小学校の校門前と同じ路線で、片側3.5メートルの歩道があります。また、唐沢小学校の前につきましては、正門前では3.83メートルのアスファルト敷になっている学校敷地部分についてが残りますし、歩道を合わせれば車道までの距離は現在よりさらに遠くなることとなり、安全は確保されるものと考えております。

続きまして、次のページの資料5を御覧ください。御覧の資料につきましては、今後のスケジュールとなります。埼玉県都市計画課との協議を10月から始めています。都市計画道路の変更や手続などに対する協議を行っております。今後は同一都市計画の富士見市、ふじみ野市や公安委員会などの道路に関わる協議、

また変更箇所につきましては、大部分が農地となりますので、埼玉県川越農林振興センターにつきましても事前の説明を行い、同じく理解をいただいた上で今後の正式な協議を行っていきます。その他計画道路の変更により影響の出る可能性のある関係機関と協議を行っていきます。

協議後、4月上旬には都市計画の変更に伴う説明会を行い、引き続き案の作成を行います。出来上がりました案により、4月中旬に県知事との協議を行い、5月に入りましたら、縦覧及び意見書の提出期間の2週間を経まして、6月上旬から中旬に三芳町の都市計画審議会に諮り、答申をいただきましたら、6月中の決定の告示を行う目標の予定となっております。

現在のスケジュールにつきましては、用地交渉より早く始められるように、最短の予定としているため、今後の関係機関との協議や意見書の提出などがあることにより、延びてしまうこともあるかと思えます。

以上、簡単ではございますが、説明を終わりとさせていただきます。

○議長（小松伸介君） ありがとうございます。

では、ただいまの説明に対しましてご質問等あれば、お受けしたいと思います。いかがでしょうか。

内藤議員。

○議員（内藤美佐子君） 内藤です。

ありがとうございます。これは継続費のところちょっと聞かせていただいた件ですね。計画の変更があるということで、今日その中身をしっかりと説明していただきました。先ほど説明の中で、影響を受ける地権者の皆様には承諾をいただいているということだったのですが、住宅だとか、住宅の塀があったり、何件か家が建っています。そういうところも承諾はきちっといただいているということでもよろしいでしょうか。

○議長（小松伸介君） 都市計画課長。

○都市計画課長（井上忠相君） 一応線形が変更となる可能性があるということをご説明していただいて、その線形が変更することによってどれだけ下がるかというご説明、細かい部分まではしていないのですが、内諾はいただいております。

以上です。

○議長（小松伸介君） 内藤議員。

○議員（内藤美佐子君） 内藤です。

7号線のところがしっかりと16メートルの道路、しっかりと都市計画道路になるということは、本当に地域の方々はずっと待っていらしかったことなので、私自身も近くに住んでおりますので、いつになるかななんていつも思っていたところで、これで少し、議会で聞かせていただきましたけれども、反対する方がもしいらっしゃらなければ、スムーズに進んでいくのかなというふうに思っておりますので、この線が変わるといところで、やはり影響を受けるというか、これだけ売ろうと思っていたのが、これだけになっちゃったとか、そういうのもいろいろあると思いますので、ぜひ丁寧に進めていっていただきたいというのが一つです。

歩道も片側だけということで、ちょっと残念ではあるのですが、マウントアップでとても危ない歩道ですので、早急な工事を進められるように、しっかりと取り組んでいっていただきたいと思うのですが、その辺についてのご見解はいかがでしょうか。

○議長（小松伸介君） 都市計画課長。

○都市計画課長（井上忠相君） 議員おっしゃるとおりです。ここに関しては、前から片側歩道については20号線の交差点というのも登校時にたまり場になって危険だとかというお話も、道路にいたときに伺っておりますし、以前マウントアップというところで防護柵は造れないのかと、そういうようなお話も一般質問とかでいただいていたことがありますので、ここに関しては線形変更決定された暁には、早急な用地買収、また債務負担も組んでいることですので、早急な切り上げをして工事に着工できるよう、道路交通課と協議しながら進めたいと考えております。

以上です。

○議長（小松伸介君） ほかにございませんか。

吉村議員。

○議員（吉村美津子君） 吉村です。

唐沢小学校のところなのですけれども、実際に今はかなり歩道という部分の、小学校の敷地内と先ほどおっしゃいましたけれども、歩道の部分がかかなり広く取ってあります。本当にこれすばらしいことだと思うのです。やはり本来ならばこういった道路が一番いいのかなと思うのですけれども、今度の新しい変更によると、電気施設というのがあります。本当にぎりぎりになってくるわけなのです。今までこれは取れていたものが6メートルぐらいあるのですか、それが現実的には水色の線になっていくわけなので、3.83メートルから2.57メートルとか、どんどん、どんどん狭くなって、それで電気施設のところでは、本当にその施設のすぐそばまで来てしまうわけです。実際に3.5メートルの歩道は取りますけれども、現状よりはるかに狭くなってしまいます。その辺についてはどういうふうに……

〔「狭くならないです」と呼ぶ者あり〕

○議員（吉村美津子君） 現状よりか……唐沢小学校のところですが、私が聞いているのは。

○議長（小松伸介君） 既存のガードレールの位置より、多分歩道は広くなると思います。

○議員（吉村美津子君） この水色のところでいくと、私はそういうふうに解釈しているのですけれども、現状の唐沢小学校のところは広がっているんで、それがかなり狭くなっていってしまうのかなというふうに捉えているのですけれども……

○議長（小松伸介君） 課長、もう一度、さっきのやつ書いていただければいいのですが。

都市計画課長。

○都市計画課長（井上忠相君） 吉村議員がおっしゃっていることは、この部分だと思うのです。

○議員（吉村美津子君） そこのところでも、私が言っているのは、もう少し唐沢小の校庭とか空いたところの幅の面積が広くあるけれども、そこの全体がだんだん狭めていくようになっていっているように、なっているということ……

○議長（小松伸介君） 都市計画課長。

○都市計画課長（井上忠相君） こちらのほう、今道路敷地舗装されている学校の敷地は幅で5.5メートルほどあるのです。平均で5メートルほどあります。そこで、確かにこの部分に関しては3.5メートルですので、実際よりも約1.5メートル、見た目です、は少なくなります。そこで、この部分ですけれども、ここから約3.5メートルなので、この部分に関しましては現状よりも50センチ広がるように見えます。

続きまして、この部分に関しても3.5メートルになりますので、約7.3メートルになります。ですので、円

弧状の、弓状になりますので、多少広がっている部分、狭くなる部分あるのですけれども、全体として安全性は保たれるのかなという。

○議長（小松伸介君） 吉村議員。

○議員（吉村美津子君） 3.5メートルですので、安全性のところはあるのかもしれないのですけれども、先ほど言ったように5.5メートルあるところが、今度は3.8メートルになっていきますので、やはり学校のすぐそばというのは、現状よりも車道のほうに新たな都市計画道路に入ってしまうのではないのですかということ、5.5メートルのところ実際に入ってしまうのではないかということなのです。これで……

○議長（小松伸介君） 位置によって、歩道の広くなったり狭くなったりというのはあるけれども、校門の前に関しては広くなるという、今説明だったと思いますが。

○議員（吉村美津子君） ですから、広くなるのではなくて、私は逆にこのところにおいては狭くなる、徐々に狭くなるのかなと思って、それをちょっと確かめているのですけれども。

○議長（小松伸介君） 都市計画課長、教えてください。

○都市計画課長（井上忠相君） 吉村議員がおっしゃっているのは、今まで5メートル掛ける140メートルの長方形が、弓状に削られるというところで、部分的にはその5メートル確保できないのではないかとこのところをご心配されていると思うのです。

○議員（吉村美津子君） 現状の5.5メートルが確保……

○都市計画課長（井上忠相君） 現状の5メートルは確保できない、細長い長方形の土地が確保はできない、都市計画道路ができますと。それで、当初の計画線でも約30平米ぐらいは学校の敷地、要は舗装されている歩道に見える土地です、学校用地。その部分も削られる予定だったのです。それで、今回一番安全性というか、なるべく影響が少ないようにというところで、このピンクで塗られている部分、ここが残地として残ってしまう部分をどう解消しようかというところで、この青い線の線形が今のところ精いっぱいというか、学校の敷地に影響が出ない精いっぱいのエリアというか、曲線で書かれているものですので、これ以上、どちらにしても弓状になってしまうので、その5メートル掛ける約140メートルの長方形というのはどうしても確保できないというところなのです。

あとは、当初の計画線なのですけれども、その当初の計画線でも、これが昭和47年の9月に計画されたものですが、唐沢小学校はその後に建っているのです。それで、当初の計画線よりもわざと逃げて建っている。要は、そのときに今後こういう測量をして今回のように具体的に進む中で、余計に逃げていたというか、その可能性が高いと。ですので、確かに今の駐輪のラインとか引かれているところはあるのですけれども、その部分も一応現地を見て、駐輪も確保、今までよりもちょっとは、校門よりも南側の駐輪のエリアは確保できると思うのですけれども、さほどそこに車を止められるとか、今後そういうおそれもないので、今回の計画変更線のラインが一番最適、最適という言い方はおかしいのですけれども、そのラインが一番妥当なのかなというところなのです。

○議長（小松伸介君） 吉村議員。

○議員（吉村美津子君） この1点だけ聞いて終わりにしますけれども、私はこれが、新しいラインの水色がピンクの内側になっているので、ピンクの外側の西側に行けば、十分今までどおりのところを取れた分、そしてそれプラスもっと歩道が広がるのかなと思っているので、ピンクの部分が、実際には新しいこの規

格は内側の学校寄りになってしまっているのですが、今現在あるピンクを残しながら計画を立てていくことが、私はいいのではないかなと思ったものですから、それは地域の住民とか、また学校とか、説明を十分していったら、学校側もそれで承諾したり、地域の人たちもそれで承諾なら私はいいのですけれども、その辺はちゃんと聞いていてもらいたいと思います。どうですか。

○議長（小松伸介君） 都市計画課長。

○都市計画課長（井上忠相君） こちらのほうの線形に関しては、先ほども、教育委員会、教育長はじめ教育総務課のほうには、こういうような線形の変更が生じるのはお話ししております。それで、まずこの経緯ですけれども、残地が生まれたことによって、例えば16メートルの都市計画道路に残地、約これ2メートルぐらいなのですけれども、残地ができて、それで学校の舗装されている部分約5メートルです。それで、当初の16メートルの赤い線の道路プラス2メートル、一部分だけ18メートルになるような道路ができてしまうのです。それに関しては県と協議をして、部分的な拡幅現象というのは、連続性を重視する道路線の計画においては好ましくないという判断も受けまして、均等の、16メートルの均一された幅員でやっていこうという形になりましたので、部分的に道路が膨らむというようなことは避けたいと考えております。

以上です。

○議長（小松伸介君） ほかにございませぬか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松伸介君） では、以上で協議事項（3）を閉じさせていただきたいと思ひます。

都市計画課の皆さん、大変にありがとうございました。

暫時休憩いたします。

（午前11時46分）

---

○議長（小松伸介君） 再開いたします。

（午前11時47分）

---

#### ◎発言の訂正

○議長（小松伸介君） 先ほど閉じました（2）で、環境課のほうから訂正があるということで、環境課長のご説明を求めたいと思ひます。

環境課長。お座りいただいて。

○環境課長（吉田徳男君） 大変恐れ入ります。申し訳ございません。

先ほど林議員さんからのご質問をいただきました。破産ですとか、あと財務状況、事業者によって契約の解除要件に該当しないのかというご質問でございました。その答弁について訂正をさせていただきます。

資料の第25条の箇所、要約した文言で大変恐縮でした。賃料の不払い、違約金の不払いに続いて、資格喪失という要件をここで上げております。資格要件、これを喪失した際には契約の解除を行うことができるという定めでございますが、この資格喪失につきまして、そのとおり事業者が会社更生法ですとか、民事再生手続、破産手続についての当然です。そうした手続が開始された際には、その事業者としての資格を喪失するという、そもそものこの事業協定からの約定、定めがございましたので、そうした財務状況による事変、



そうした場合も町から契約を解除することができることの要件に該当させております。

以上のとおり、訂正をさせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

○議長（小松伸介君） では、ただいまの訂正に対しまして、追加で何かご質問等、林議員、大丈夫でしょうか。では、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松伸介君） では、以上で環境課の訂正のほうは終了とさせていただきます。  
暫時休憩いたします。

（午前 11 時 49 分）

---

○議長（小松伸介君） では、再開いたします。

（午前 11 時 49 分）

---

#### ◎意見書の調整について

○議長（小松伸介君） では、協議事項（4）、意見書の調整に入りたいと思います。

モアノートに掲載させてある順番で行きたいと思います。内藤議員の介護職員の処遇改善に関する手続きの簡素化と対象職種の拡大を求める意見書（案）について、調整のほうお願いいたします。

説明のほうお願いします。

内藤議員。

○議員（内藤美佐子君） 内藤です。よろしくお願いたします。

介護のことなのですが、超高齢社会をやはり迎えておりまして、介護ニーズは年々高まっている中で、サービス提供を担う介護職員を確保することが今重要な課題、事業所もそうなのですが、本当に重要な課題になっております。もちろん低賃金や重労働というような処遇の改善というところもあるのですが、事業所自身もやはり大変な状況であるということで、この文章の中に、文章を読んでもらえばいいのですが、介護職員の処遇改善加算というのと、これが2009年頃にできた加算制度なのですが、そのほかに、また新たに介護職員等特定処遇改善加算というの、これは2019年にできたばかりというところなのですが、この介護職員処遇改善加算のほうは、いろいろと制度改正などを含めて受けやすいようにはなっているのですが、この介護職員特定処遇改善というのがなかなか受けづらい、申請をしないところも結構あるということで、せっかく国が処遇改善という形でいろいろ取り決めているのですが、この申請手続が大変煩わしいというか、難しいというか、そういうところもあるので、1点目では、こういう処遇改善というのが、2009年にできた介護職員処遇改善加算と同じような形で、現在のこの特定処遇改善のほうもしっかりと一本化して恒久化していくというのが必要だということで、1点目書かせていただきました。

また、2点目としては、この介護職員特定処遇改善加算というのが、まずは介護職員の処遇改善加算に、その上乗せの部分というところもあり、また介護職員だけというところだったのですが、去年の11月の閣議決定で決まったところでは、そのプラス9,000円というところの引き上げの措置の中で、法人のほうに介護職員だけではなくて、例えば事務職を行っている人だとか、その対象者を広げるというのも今回はやって

いただいているのですけれども、それも恒久的ではないと、それを恒久的に決めるのは、この3点目の公的価格の見直しというところが必要になってきて、その公的価格の見直しを、3年に1度見直さなければいけないところで、見直していただきたいという、そういう項目になっています。

介護職員の方々がやはり働きやすい事業所というのも大事ですし、その事業所がやはり潰れないようにしていかなければいけないというのもありますので、両面で介護、日本の国の介護というのをやはり助けていくというところはしっかりと応援していきたいというふうに思っております。三芳町は特に介護施設等も多々ございますので、こういう希望をしっかりと党として伺いましたので、この中身を書かせていただきました。

以上です。

○議長（小松伸介君） それでは、ただいまの説明に対しまして意見、また調整等あればお受けしたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松伸介君） では、ないようですので、内藤議員提案案の意見書については閉じさせていただきます。

続きまして、桃園議員が提案されております意見書、地方創生と感染症対策に資するデジタル化の推進を求める意見書（案）についてということで、ご説明をいただきたいと思っております。

桃園議員。

○議員（桃園典子君） 桃園です。

このたびは地方創生と感染症対策に資するデジタル化の推進を求める意見書ということで提出をさせていただきます。少子化とか人口減少ということで大きな社会現象がありますけれども、その中でニュース等で取り上げられているとおり、この人手不足、後継者不足ということが大きな課題になっています。新しい地域社会の構築をするに当たっては、地方自治体でこれは大きな課題であり、そこに加えてここ数年来の新型コロナウイルス感染症の蔓延があります。これは人と人との接触を取らないようにすることを求められる現状となり、特に教育現場、医療現場、福祉現場といったようなところで新しい働き方が求められる中において、デジタル化が急加速で求められる、また今進めている現状があります。国のほうでも「デジタル田園都市国家構想」という取組を進めている中であって、これは「誰一人取り残されないデジタル社会」を目指していく上で、地方自治体においては、そこをしっかりと具現化していく取組が求められている現状があります。

そういう中であって、今回はこのデジタル化ということの視点を4項目で提案をさせていただいております。1点目が教育現場のことに、学びの保障ということになります。すべての子どもの学びの継続のためにということで、ずっと町でも取り組んでおりますが、ICT授業、デジタル、タブレットを活用した授業の取り組み方がありますが、ここをさらに家庭に配慮した体制を充実をさせていただくことを求めている内容になります。

2点目が、医療のアクセスのことで、これはニュースでも取り上げられておりますが、かかりつけ医におけるオンライン診療というところで、これがうたわれてはいるものの、なかなか現実的に活用されるというところまで、特に町の中においてもあまり話も聞かれていない状況もあるかと思っております。現状として、この

オンライン診療を進めていくかかりつけ医とのつながりの部分も、まだまだ課題がある現状がありますので、このかかりつけ医によるオンライン診療が現実的にまた効果を発揮していくような体制の構築が必要と感じておりまして、2点目はそういう内容になります。

そして、3点目は、先ほどデジタル田園都市構想、国家構想の国の取組のお話をいたしましたけれども、3点目はやはりその部分になるわけなのですが、場所が変わっても仕事を変えなくて済む「転職なき移住」ということで、地方分散型になっていくそういう社会構造の新たな構築ということで、テレワークであるとかサテライトオフィスであるとか、そういう取組がさらに拡充していくための税制の優遇であったり、補助金等の体制の構築であるとか、そういうことを充実させていくことを求めています。

4点目は、介護、本当に介護人材不足というのは、高齢化社会の中にあっては非常に大きな問題になっております。4点目において、このデジタルという活用の視点でいくと、介護用ロボットであるとか、ここにICT技術を用いた支援機器というのは介護用ロボットがメインではありますが、それこそ勤務のこと、また利用者さんの情報管理のこと等、医療・介護現場においては、とてもデジタル化は大事なこれからの力になると考えて4項目めに盛り込ませていただきました。

以上、4点を今回提案をさせていただいておりますので、ご意見のほどよろしくお願いたします。

○議長（小松伸介君） では、ただいま説明に対しまして、ご質問また調整等あればお受けしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

吉村議員。

○議員（吉村美津子君） ちょっと根本的なところでお聞きしますが、(1)にしても、コロナがあるために学校の子供たちにといいことでもありますけれども、やはり休校にさせないため、そういったことはすぐ求められる、これのことをする前に休校にさせないため、私は検査を言っていますけれども、あと教員の増員とか、そういうことが必要だと思し、(2)にしても、やはりお医者さんの病院を増やしたりとか、医師を増やしていく、そうした前提が必要だと思いますし、(3)番も、新しい分散型社会の構築のためにとありますけれども、農業にしても現在ある家族農業をどうやって支援していくか、継続していけるか、そういったことが、(4)にしましても、ロボットとか、先ほど言われましたけれども、私はこういった医療とか介護というのは、人間の福祉の、そういった人間の手でやっていくことが、だからこそういったところに勤めやすくしていく、そういったことにすべきだと思いますけれども、そういった根本のほうは私は求められていくのではないかと思いますけれども、その辺はどう思いますか。

○議長（小松伸介君） 桃園議員。

○議員（桃園典子君） 桃園です。

今吉村議員からお話いただいた点は、非常に根本的に大事なことと捉えております。そして、私がこのたび意見書の中で盛り込ませていただいた内容は、その前提であるけれども、現状がそこについていかに、課題点が山積しているわけですから、その課題点の部分をクリアするという、そういう視点での意見書になりますので、今吉村議員からご提案いただいたところは否定するものではございません。

以上です。

○議長（小松伸介君） ほかにございませんか。

細田議員。

○議員（細田三恵君） 細田です。

1つ確認です。このICTが進む中で、デジタルの推進が盛り込まれた内容かなと思っています。1番については、感染症の拡大防止や不登校児童生徒への柔軟な対応とあるのですけれども、今コロナの中でそういう拡大防止を防ぐ中での対応は重要かなというところだと思うのですけれども、このコロナ禍が済んだ後も、そういうところをやはりデジタル化というところなので、惜しみなく進めていくというところか、確認です。

○議長（小松伸介君） 桃園議員。

○議員（桃園典子君） 桃園です。

コロナ禍は、あくまでも降って湧いたではないですけれども、災害という、国でも災害級という表現もございまして、これはたまたまコロナ禍という状況になっただけであり、国が目指しているのはもともとデジタル社会を構築していくことを目指しております。また、世界の中における日本のデジタル化も非常に遅れているという現状があって、コロナがたまたまそれを加速する要因になったと捉えております。ですので、これはもともとが進めていくものであり、コロナ禍であってもさらに充実させていくべきものと捉えております。

以上です。

○議長（小松伸介君） 細田議員。

○議員（細田三恵君） 細田です。

ありがとうございます。私個人的には、ここで言っているのか分からないのですけれども、こういう体制づくりも大事かなと思っているのですけれども、ちょっと思いの中では、心の問題だとか、そういうところのケアのところは重要であるという、皆さん思っていると思うのですけれども、何かそのICTの行き過ぎというところはちょっと気になる場所であるので、もう一度確認なのですけれども、そういう進歩ばかりではなく、やはり心の問題だとか不登校児童生徒とあるので、そういうところも、高齢者のことに関しても、とてもかかりつけの医院でオンラインで診療するというところは、すごく私も思うところなのですけれども、やはり人間であるので大事な温かさ、ぬくもりさというところは大事かなと思っているので、そういうところは忘れないというところで大丈夫でしょうか、確認です。

○議長（小松伸介君） 桃園議員。

○議員（桃園典子君） 桃園です。

ありがとうございます。心の部分というのは、私自身もそういう仕事をしてきましたので、非常に大事なことは認識しております。このたびは意見書のタイトルにございますとおり、視点は地方創生と感染症に資するとあるように、あくまでも視点はそちらのほうですので、今細田議員からいただいたご意見という視点は、また別の意見書とかとなっていくときには、幾らでも膨らませ、充実させたい思いはたくさんございます。あくまでも今回は地方創生と感染症を視点に置いておりますので、このような形でいきたいと思っております。

以上です。

○議長（小松伸介君） ほかに。

林議員。

○議員（林 善美君） 林です。

今の同じ（１）のところで、リモート授業とかは、三芳町ではもう可能にはなっているの、そののさらに進んだようなところの言葉で書いてもらったほうがいいのかなと、全ての地域でと書いてあるので、まだまだかなっていないところもあるのかなとも思うのですけれども、できているところも多いので、ちょっと言葉を、もし変えてもらえたらいいかなというふうに思いました。

○議長（小松伸介君） 桃園議員。

○議員（桃園典子君） 桃園です。

ありがとうございます。当町においては、近隣市のお話を伺うと、この第６波のときもリモート授業ができなかった近隣市があるようです。そう思いますと、町は進んでいるのだと、充実しているのだと、そのようにも私も捉えております。ただ、今議員から全てのところの確認をいただいたとおり、国に出していくものなので、やはり教育格差、学びの格差がないように、国の体制構築として全ての地域、全ての子どもたちという意味合いとして、またあともう一点、ご意見いただいたところを取り入れるとするならば、コロナ禍で急加速に、このWi-Fiの貸出し等も進みましたけれども、これが時限的な対応になることなく、継続的な対応となっていくような充実は必要かと思っているので、そういうところをちょっと加味して検討したいと思います。

以上です。

○議長（小松伸介君） ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松伸介君） なければ、以上で桃園議員提出の意見書については終了とさせていただきます。

続きまして、最後に、本名議員提出の性教育の充実を求める意見書（案）ということで、ご説明をお願いいたします。

本名議員。

○議員（本名 洋君） 本名です。

性教育の充実を求める意見書ということで、今性に関する情報が、昔はなかなか接することはなかったのですが、インターネットの普及により、それが氾濫している状況、そこに子どもたちもいとも簡単に触れることができるような状況があります。その中において、子どもたちをいかに守っていくのかという視点、それから男女の違い、それからお互いを尊重し合うこと、それを学んでいくこと、これは男女平等にもつながる視点であるということで、日本の現状の性教育は、そこら辺のこの時代の流れに全くついていけない、それを国際的な基準に近づけるように性教育を充実していただきたいということで、３点なのですけれども、性教育において、国際セクシュアリティ教育ガイダンスという国際基準、これを生かす形で学習指導要領を見直すこと、それから現在性教育を進めるに当たっての妨げになっている教育指導要領の歯止め規定を外して、時代に即した性教育を行っていくこと、それから３点目として、リプロダクティブ・ヘルス／ライツ、日本語で言うと、性と生殖に関する健康と権利ということなのですが、これが保障されるためには、学校教育だけではなく、成人への体制も必要であるということで、その整備ということで３点を記しました。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（小松伸介君） では、ただいまの説明に対しましてご質問……

本名議員。

○議員（本名 洋君） 本名です。すみません。

ちょっと追加で、提出先ですけれども、内閣総理大臣、その下、文部科学大臣、厚生労働大臣です。すみません、訂正させてください。

○議長（小松伸介君） では、そちら提出のときに訂正ということでお願いいたします。

では、ただいまの説明に対しまして質問、意見等あればお受けいたしたいと思います。

内藤議員。

○議員（内藤美佐子君） 内藤です。

性教育の充実というのは、本当に重要だろうなというふうには私自身も思っておりますし、公明党といたしましても、性教育の充実は今の時代に合ったものについてやっていかなければいけないというのは、そのようには感じておりますが、記の中の1と2が、両方とも学習指導要領に関わっているというところが書かれているのですけれども、例えば1点目については、この国際連合教育科学文化機関が中心となって作成したこの国際セクシュアリティ教育ガイダンス、そういうガイダンスが国際的に認められた教育ガイダンスがあるのだと思うのですが、それを生かした、例えば学習プログラムが現在どうなっているのか、学習プログラムをまずは構築していかなければならないというところが欠けているかなと思うのです。

それと、2点目もまた学習指導要領になっているのですが、確かに今の学習指導要領の性教育の中では、この「妊娠の過程は扱わない」というところがクローズアップされがちなのですが、だんだんいろいろな、例えば教員への研修を行ったり、または学習プログラムをしっかりと構築していったり、その後にはやはりこの歯止め規定というのを外していくという、両方で考えていかないと、ただ学習指導要領を変えたら、全てうまくいくというようなことではないと思うのです。だから、性教育の充実というのは大変重要なことではあるけれども、この記の中が、1番と2番が両方とも学習指導要領だけを変えれば何とかなるみたいな書き方は、ちょっと違うのではないかなというふうに思うのですが、今の時代で、例えば学習指導要領、この歯止めをさっと消してしまったら、何でもうまくいくということは絶対ないと思っていて、教育としてのやはり過程、教職員がやはり教えていくというふうになるのだから、そこら辺を研修はちゃんとやっているのか、そういうところをもっと視点に持っていないと、ただ学習指導要領だけ言っていたのではうまくはいかないのではないかなというふうに危惧をしています。いかがでしょうか、提出者。

○議長（小松伸介君） 本名議員。

○議員（本名 洋君） 本名です。

やはり学習指導要領が、これは基本になるので、それが今この国際セクシュアリティ教育ガイダンスのこの性教育を教育に持ち込めないというのは、この学習指導要領がやはり障害になっている部分なので、そこをまずたださなければいけないと思います。

それと、学習プログラムとの関係ですけれども、やはりまずは学習指導要領かなというふうに思うのですが、その部分については書き方をちょっと考えさせてくださいということと、教員の研修は、これはもちろん当然これは同時に進めなければいけない、同時にというか、まずそれがなければいけない話なので、そこを教員の研修ということ盛り込むかということについても、これも入れたほうがいいのかもしいかなので、検討させてください。

○議長（小松伸介君） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松伸介君） では、以上で本名議員提出の意見書について終了とさせていただきます。  
では、協議事項（４）については終了とさせていただきます。

---

#### ◎厚生文教常任委員会

○議長（小松伸介君） では、４番の報告事項に移らせていただきます。

それでは、（１）ということで、厚生文教常任委員会からの報告を求めます。

細田委員長。

○厚生文教常任委員長（細田三恵君） 細田です。短く報告させていただきます。

厚生文教常任委員会といたしまして、去る３月１日に議長と正副委員長とで、ちょっと長いですが、「町内全ての通学路の安全確保を目指し、計画的な安全対策の実施を求める要望書」を町長、そして教育長へ提出させていただきました。実は通学路に関する要望書は昨年１１月に提出しておりますが、今回はそのパート２の要望書となっております。今回は通学路総点検においての各学校からの指摘以外の危険性のある箇所についてを調査し、結果をまとめ、計画的に安全対策の実施を求めるよう要望をさせていただきました。参考資料をつけておりますので、各委員の皆さんが各会派の中にいらっしゃいますので、必要な方は御覧になっていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（小松伸介君） では、ただいまの委員会報告に対しまして何かございますでしょうか、よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松伸介君） では、以上で報告事項のほうを閉じさせていただきます。

---

#### ◎その他

○議長（小松伸介君） では、５番のその他のほうに移りますが、皆様から何かございますでしょうか。

細谷議員。

○議員（細谷光弘君） 細谷です。

明日から予算特別委員会が始まりますので、皆様よろしく申し上げます。現状の予定では、例年と違うところは、一般会計を担当課別に、歳入歳出を目ごとに行うという予定でおります。当初のスケジュールと違うのは、１日目の予定だった政策推進室につきましては、諸事情によりまして、５日目の給食センターと議会事務局の間にて行う予定となっておりますので、ご注意ください。コロナ禍でもあり、スムーズな進行ができますように、注意事項を、予算に関する質疑のみを行うことにご協力をいただければと思います。何より私のほうが慣れないところもありますので、ぜひ先輩の議員の皆様のご協力、またフォローのほうよろしくお願ひしたいと思っております。

以上でございます。

○議長（小松伸介君） では、ただいまの細谷議員の予算特別委員会委員長の報告に対しまして何かござい

ますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松伸介君） では、ほかに。

山口副議長。

○副議長（山口正史君） 報告ではないのですが、広報広聴常任委員会のほうからお願いです。

議会だよりの原稿が28日になっていますので、今回も非常に議会が長いですから、期限を必ず守って提出のほうよろしく願います。当然、原稿の写真だとか、イラスト、それからキャプションに関しても同じ締切りになりますので、よろしく願います。

○議長（小松伸介君） では、ただいまの報告に対しまして何かございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松伸介君） では、皆様からないので、私のほうからもありませんが、事務局のほうからありますか。

事務局長。

○事務局長（郡司道行君） 事務局より1点ご連絡があります。

政務活動費の提出書類についてです。まず、令和3年度の政務活動費の収支報告について、政務活動費収支報告書（様式第4号）及び政務活動報告書（様式第5号）につきましては、4月中の日付で提出をお願いします。また、支出明細が分かるものの写し、領収書の写し等についての提出もお願いいたします。提出期日は4月28日木曜日までにお願いいたします。

続きまして、令和4年度政務活動費については、政務活動費交付申請書（様式第1号）は4月1日の日付で、政務活動費交付請求書（様式第3号）の日付は空欄でお願いいたします。こちらの提出期日は4月4日月曜日までに提出をお願いします。

事務局からの連絡事項は以上です。

○議長（小松伸介君） これは、書類のほうは事務局のほうから各議員のほうに連絡いただけるということでしょうか。

○事務局長（郡司道行君） 書類のほうというのは、書式ですね。

○議長（小松伸介君） ダウンロードしてやるという感じで……

○事務局長（郡司道行君） 書式のほうにつきましては、議会のホームページの中に書式がございますので、ダウンロードしてお願いしたいと思います。

○議長（小松伸介君） では、各議員のほうで出していただいて、それに記入して提出をいただくということでしょうか。

この点に関しまして何かご質問等ございますでしょうか、よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松伸介君） では、以上で本日の全員協議会を終了とさせていただきます。

マイクを事務局にお返します。

---

◎閉会の宣告



○事務局長（郡司道行君） 大変お疲れさまでした。

閉会につきましては、山口副議長、よろしく願いいたします。

○副議長（山口正史君） 早朝から皆さんお集まりいただき、慎重審議いただき、ありがとうございます。

まだ議会中で、明日からいよいよ特別委員会が始まりますが、相変わらずコロナは収束する気配がありません。このままこの状態が維持されるのではないかというような予測もありますので、皆さん感染症には十分お気をつけていただいて、議会のほうに臨んでいただきたいと思います。

本日は大変ご苦労さまでした。

（午後 零時 19分）